

札幌こころのセンター所報

平成 25 年度

札幌こころのセンター
(札幌市精神保健福祉センター)

巻頭によせて

精神保健福祉センターは、保健師・心理士・ソーシャルワーカー・作業療法士等のスペシャリスト及びジェネラリストとしての事務職員のたゆまざるチームワークによってはじめて円滑に運営されるべきものと信じているところではあるが、それでも、精神保健を専門とする医師の役割がことのほか大きいことは論を俟たない。一時は3人の医師が精力的に活動していたのであるが、前所長のよもやの退職により、「そして誰もいなくなった」ことで、出戻り所長が週に2日だけ来る（総務局職員部と兼務）ような中途半端な体制を余儀なくされた平成25年度の札幌こころのセンターは、あらゆる意味で機能低下を蒙った。医師による相談面接の大幅な縮小と発達障害系の引きこもり専門デイケアの縮小、当事者勉強会の終了、研修企画の縮小、各般の会議・イベント等への出席の縮小等々。一方で自殺対策の事業のほか、精神医療審査会や手帳や公費負担医療の判定、障害福祉サービス決定意見等々、日常的な法定業務は待ったなしで、こうした部分にしわ寄せがいくことは許されない。その当事者としては、複数部署の掛け持ちで個人的には持てる力を振り絞りつつ稼働しているつもりであっても、到底行きわたらないその現実に落胆と心苦しさと申し訳なさを感じている。そして、その状況が改善する見通しは得られていない。

もちろん、行政職医師の確保と養成が困難であることは、ひとり札幌市の特異的事情ではなく、全国的な課題である。叡智を集めてこの困難な課題に立ち向かいたい。

そんなさなか、平成25年5月には精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正があり、平成26年4月に施行された。精神病患者監護法以来100年以上にわたり続いた保護者の制度が廃止となり、精神医療に関する指針の制定等が規定された。精神保健と精神医療が少しずつ変わりつつあるなかで、精神科救急、自殺対策、災害時の心のケア、引きこもり対策、薬物対策等、地域精神保健の課題は次から次へと襲い掛かり、それが見る見る間に山積してゆく。もとより前に進む以外の選択肢はない。

平成26年12月

札幌市精神保健福祉センター（札幌こころのセンター）所長

築島 健

目 次

I 概 要

1	沿革	1
2	業務概要	2
3	施設及び職員	4
4	精神保健福祉センター相談業務関連図	6
5	歳出決算状況	7

II 実 績

1	企画立案	8
2	技術指導・技術援助	14
3	人材育成	17
4	普及啓発	20
5	調査研究	24
6	精神保健福祉相談	26
7	特定相談	37
8	組織育成	40
9	精神医療審査会	41
10	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定 に関する事務	43
11	精神科救急情報センターの運営	45
12	自殺総合対策事業	49

III 関係条例・規則等

1	札幌市精神保健福祉センター条例	62
2	札幌市精神保健福祉センター条例施行規則	63
3	札幌市思春期精神保健ネットワーク会議設置要綱	65
4	札幌市中心の健康相談事業実施要綱	66
5	心の健康づくり電話相談事業実施要綱	68
6	電話相談強化事業実施要綱	69
7	札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領	71
8	札幌市精神医療審査会運営規則	74
9	札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱	80
10	札幌市自立支援医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会開催要領	81
11	札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱	82
12	精神科救急情報センター業務運営要領	84
13	札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱	86
	(参考)精神保健福祉センター運営要領について	89

I 概 要

1 沿革

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 6 条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として設置されている。

平成 9 年 4 月 1 日	大都市特例により北海道から精神保健福祉センター業務が委譲されるのに伴い、札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市保健所 1 階に札幌市精神保健福祉センターを開設
平成 9 年 4 月	心の健康づくり電話相談事業が精神保健福祉センターへ移管
平成 14 年 4 月	法の一部改正により、精神医療審査会事務、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定事務が精神保健福祉センターへ移管
平成 15 年度	精神障害者社会適応訓練事業が精神保健福祉センターへ移管
平成 16 年 2 月	札幌市精神保健福祉センターの愛称を一般公募した結果、応募案を参考に「札幌こころのセンター」に決定
平成 16 年 5 月 1 日	札幌市保健所が、建物老朽化により大通の北側へ新築移転することに伴い、新庁舎（WEST19）の 4 階へ移転
平成 16 年 6 月 1 日	札幌市精神科救急情報センターを開設
平成 20 年 8 月	「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」を発足
平成 21 年 7 月	副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を発足
平成 21 年 10 月	「北海道地域自殺対策緊急強化推進事業に係る補助金」を活用し、自殺予防対策事業を開始
平成 22 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画」（平成 21～25 年度）を策定
平成 23 年 3 月	内閣府の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加
平成 25 年 3 月	精神障害者社会適応訓練事業を廃止
平成 26 年 3 月	「第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）」（平成 26～30 年度）を策定

2 業務概要

札幌こころのセンターは、法第6条第2項に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行い、かつ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行っている。具体的な運営については、厚生労働省の定めた「精神保健福祉センター運営要領」（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）により行われている。

（１） 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

（２） 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、各区役所の職員等に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

（３） 人材育成

各区役所、精神保健福祉関係機関及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

（４） 普及啓発

札幌市民に対し精神保健福祉及び精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

（５） 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、各区等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

（６） 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うため、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、精神保健福祉センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体などの組織の育成に努めるとともに、各区役所単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

精神保健福祉センターは、障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行うものとする。

上記(1)～(9)のほか、札幌こころのセンターでは、精神科救急情報センターの運営や自殺総合対策事業など、法定業務以外の事業も行っている。

(10) 精神科救急情報センターの運営

平日夜間及び土曜日、日曜日、祝日における緊急の精神科医療に対応するため、精神科救急情報センターの運営を行う。

(11) 自殺総合対策事業の実施

札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）に基づき、札幌市における自殺総合対策事業の主管課としてさまざまな事業を実施し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進め、「ひとりでも多くの命を救う」社会の実現を目指す。

3 施設及び職員

(1) 施設状況

項 目	内 容
名 称	札幌こころのセンター (札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター)
所 在 地	〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4 階 (札幌市営地下鉄東西線「西 18 丁目」駅 1 番出口すぐ)
床 面 積	1,286.93 m ²
電 話【事務回線】	011-622-5190
電 話【相談専用】	011-622-0556
F A X	011-622-5244
E メール	kokoronocenter@city.sapporo.jp
ホームページ	http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/

(2) 施設の位置



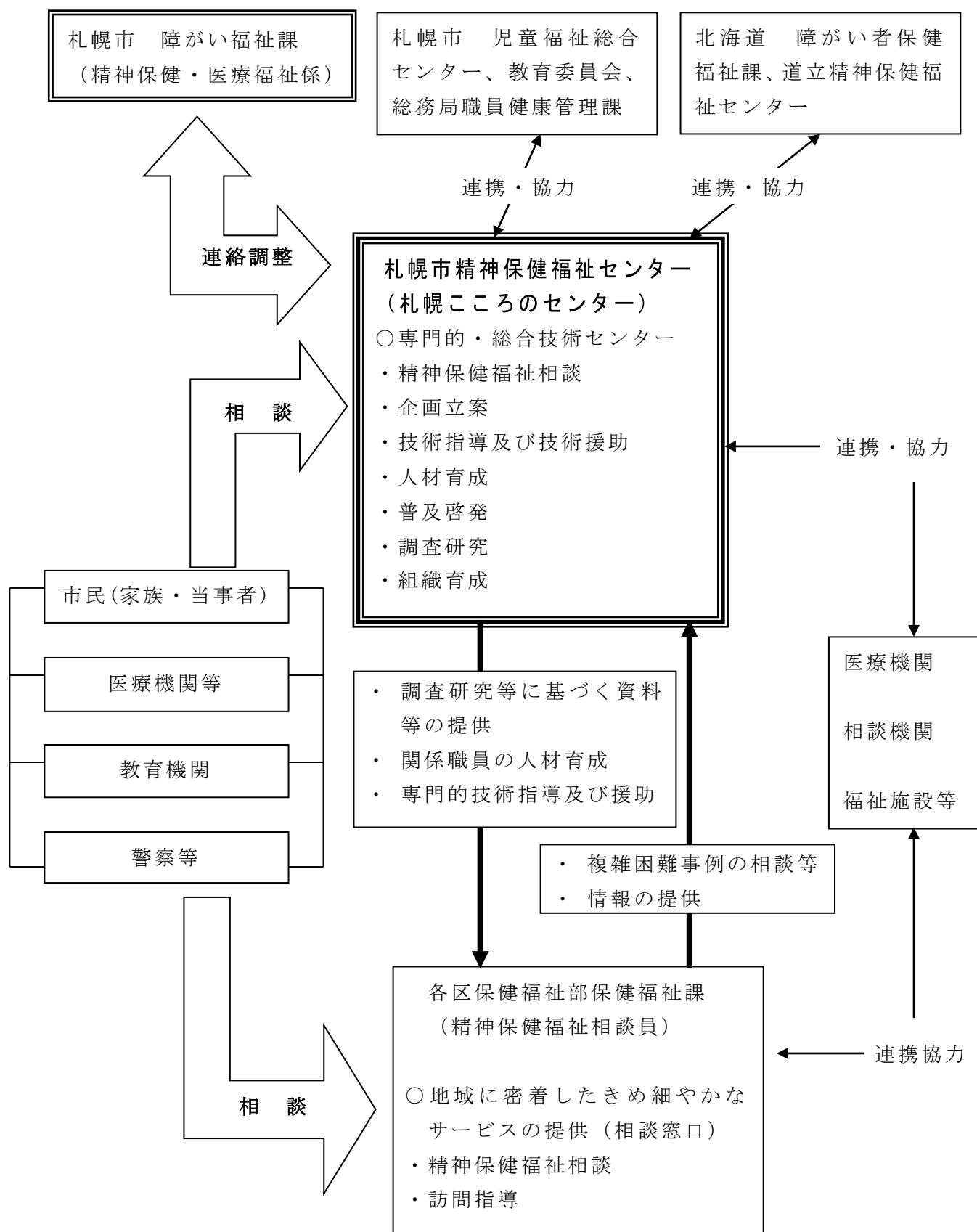
※国土地理院地図(電子国土 WEB)を基に作成

(3) 職 員 配 置

職 名	職 種	人 数		備 考
		平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	
所長（精神保健担当 部長事務取扱）	医師職	1	0 ※	総務局職員健康管理 担当部長と兼務
相談支援担当課長	技術職	0	1	保健師
業務担当課長	事務職	1	1	
医務担当課長	医師職	0	1	保健所結核・感染症 担当課長兼務
管理係長	事務職	0	0	（業務担当課長事務 取扱）
相談支援係長	技術職	1	1	保健師
保健推進担当係長	技術職	1	1	セラピスト
一般職	事務職	5	5	
	技術職	5	5	セラピスト 4 名・ 作業療法士 1 名
	技術職	2	2	保健師 2 名
総 数		1 7	1 7	

※ 所長は平成 25 年度から、月曜と木曜の週 2 回、精神保健福祉センターに勤務している。

4 精神保健福祉センター相談業務関連図



5 歳出決算状況

精神保健福祉センター運営費

[平成 25 年度]

(単位：円)

科 目	24 年度 決算額 (A)	25 年度 決算額 (B)	H24→H25 増減 (B-A)	備 考
非 常 勤 職 員 報 酬	6,684,740	6,036,940	▲647,800	審査会委員・判定会 医師・心の健康相談 医師報酬
共 済 費 (賃 金)	32,281	33,822	1,541	
賃 金	68,876	148,768	79,892	臨時的任用職員原局 負担分
報 償 費	106,665	129,189	22,524	研修会等講師謝礼
旅 費	725,590	667,030	▲58,560	会議出席等職員旅費
需 用 費 (そ の 他)	1,253,490	2,222,649	969,159	消耗品費、印刷物費、 トナー代、デイクア 用品、専門誌等
食 糧 費	0	8,988	8,988	来客用お茶
光 熱 水 費	11,825	11,651	▲174	ガス料金 (デイクア)
役 務 費 (そ の 他)	14,298,225	13,758,558	▲539,667	入院届等報告書料、 電話料金等
保 険 料	85,800	67,950	▲17,850	傷害保険 (デイクア)
委 託 料 (そ の 他)	2,949,322	3,563,657	614,335	心の健康づくり電話 相談、複合機保守等
使用料及び賃借料	541,880	482,090	▲59,790	複合機リース料、営 業車借上料
備 品 購 入 費	582,645	1,124,025	541,380	事務用備品、専門書 等
負 担 金	65,500	65,000	▲500	センター長会会費、 研修会参加等
計	27,406,839	28,320,317	913,478	

(正規職員に係る人件費を除く)

Ⅱ 実 績

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っている。

(1) 自殺総合対策

ア 札幌市自殺総合対策推進会議

庁内の各部局との連携を強化し、社会的な要因等を含めた総合的な自殺対策を推進するため、副市長を委員長とする局長級の会議を3回開催している。

第1回

日時：平成25年7月11日（木）10時30分～12時00分

場所：札幌市役所本庁舎14階 1号会議室

議題：①札幌市における自殺の状況について

②平成24年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の実績報告について

③平成25年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の事業計画について

④札幌市自殺総合対策行動計画の進捗状況及び評価について

⑤（仮称）第2次札幌市自殺総合対策行動計画の骨子案について

第2回

日時：平成25年11月11日（月）10時15分～11時15分

場所：札幌市役所本庁舎12階 4・5号会議室

議題：①最近の札幌市における自殺の状況について

②第2次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）案について

第3回

日時：平成26年2月7日（金）10時30分～11時30分

場所：札幌市役所本庁舎6階 1号会議室

議題：①最近の札幌市における自殺の状況について

②平成25年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の経過報告及び26年度の事業予定について

③第2次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）案について

ン) の修正案について

イ 札幌市自殺総合対策推進会議幹事会・ワーキンググループの開催

局長級の推進会議における審議を円滑に進めるため、推進会議の開催に先立ち、幹事会（部長級）及びワーキンググループ（課長級）を合同開催している。

第 1 回

日時：平成 25 年 7 月 3 日（水）10 時 30 分～12 時 00 分

場所：札幌市役所本庁舎 12 階 4・5 号会議室

議題：①札幌市における自殺の状況について

②札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱の一部改正について

③平成 24 年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の実績報告について

④平成 25 年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の事業計画について

⑤札幌市自殺総合対策行動計画の進捗状況及び評価について

⑥（仮称）第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画の骨子案について

第 2 回

日時：平成 25 年 10 月 31 日（木）10 時 30 分～11 時 45 分

場所：札幌市役所本庁舎 12 階 1～3 号会議室

議題：①最近の札幌市における自殺の状況について

②第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）案について

第 3 回

日時：平成 26 年 1 月 31 日（金）10 時 30 分～11 時 30 分

場所：札幌市役所本庁舎 12 階 1～3 号会議室

議題：①最近の札幌市における自殺の状況について

②平成 25 年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の経過報告及び 26 年度の事業予定について

③第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）の修正案について

ウ 相談窓口プロジェクト

自殺予防における総合的かつ効果的な相談支援体制を構築することを目的に「相談窓口プロジェクト」を開催した。

第 1 回

日時：平成 25 年 9 月 10 日（火）16 時 00 分～17 時 00 分

場所：札幌市精神保健福祉センター 会議室

内容：①情報交換

②“ほっとけない”カード研修の報告

③今年度の取り組みについて

④その他

第 2 回

日時：平成 26 年 2 月 24 日（月）9 時 00 分～10 時 00 分

場所：札幌市精神保健福祉センター 会議室

内容：①情報交換

②“ほっとけない”カード研修の報告

③次年度の取り組みについて

④その他

(2) 行政関係会議等への参加

精神保健福祉及びその関連領域の諸問題の解決や支援などを目的とした所管部局・組織による会議等への参加及び委員としての出席を行っている。

ア 子ども関係

(7) 札幌市要保護児童対策地域協議会

主催者	会議名	月 日
札幌市子ども未来局	札幌市要保護児童対策地域協議会	2 / 10
札幌市中央区	中央区要保護児童対策地域協議会	6 / 24
札幌市北区	北区要保護児童対策地域協議会	7 / 11
札幌市東区	東区要保護児童対策地域協議会	6 / 3
札幌市白石区	白石区要保護児童対策地域協議会	6 / 21
札幌市厚別区	厚別区要保護児童対策地域協議会	6 / 24
札幌市豊平区	豊平区要保護児童対策地域協議会	6 / 26
札幌市清田区	清田区要保護児童対策地域協議会	6 / 17
札幌市南区	南区要保護児童対策地域協議会	7 / 1
	南区要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議	10 / 25
札幌市西区	西区要保護児童対策地域協議会	6 / 20
札幌市手稲区	手稲区要保護児童対策地域協議会	6 / 28

(イ) その他

主催者	会議名	月 日
札幌市教育委員会	子どもの自殺防止連携協力会議（子どもの命を守る連携協力会議）	6 / 20、2 / 24
	札幌市学びの支援委員会総会	7 / 1
	児童生徒の非行防止等にかかわる関係機関・団体との懇談会	11 / 12
札幌市子どもの権利救済事務局	子どものための相談窓口連絡会議	8 / 5、1 / 22
札幌市若者支援総合センター/札幌市子どもの権利推進課	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会代表者会議及び実務者会議	6 / 19、8 / 23、 11 / 5、1 / 23、 3 / 10

イ 自殺対策

主催者	会議名	月 日
内閣府自殺対策推進室	全国自殺対策主管課長等会議（東京）	5 / 16、2 / 27
	自殺対策官民連携協働ブロック会議（仙台）	10 / 4
北海道保健福祉部	北海道自殺対策連絡会議	2 / 26

ウ 精神保健福祉関係

主催者	会議名	月 日
札幌市社会福祉協議会	権利擁護審査会（計7回参加）	
札幌認知症の人と家族の会	「認知症の人を正しく理解する研修会」事前会議	8 / 22
北海道厚生局／厚生労働省	北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会	11 / 18～19
北海道立精神保健福祉センター	かかりつけ医うつ病対応力向上研修企画委員会及び評価会議	5 / 8、7 / 5、 10 / 28
札幌市保健福祉局総務課	保健福祉課職員研修推進委員会	3 / 28

エ 精神科救急医療

主催者	会議名	月 日
札幌市保健福祉局障がい福祉課	札幌市における精神科初期救急医療の取組に関する検討会	11 / 11、12 / 3
北海道保健福祉部	北海道精神科救急医療体制調整会議	3 / 13

オ 精神医療審査会

主催者	会議名	月 日
全国精神医療審査会 連絡協議会	全国精神医療審査会連絡協議会シンポジウム（福岡）	10 / 26
	全国精神医療審査会連絡協議会総会・シンポジウム（東京）	2 / 28

カ 全国及び東北・北海道精神保健福祉センター（所）長会等

主催者	会議名	月 日
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター長会定期総会・大都市部会（東京）	7 / 18～19
	全国精神保健福祉センター長会・大都市部会（東京）	2 / 27
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉センター長会・研究協議会（津）	10 / 22～23
東北・北海道精神保健福祉センター所長会	東北・北海道精神保健福祉センター所長会総会・研究協議会（札幌）	6 / 20～21

キ 医療観察法

主催者	会議名	月 日
札幌保護観察所	心神喪失者等医療観察法に係るケア会議（計 39 回参加）	
	北海道・道央ブロック更生保護研究大会	10 / 17
	北海道運営連絡協議会	12 / 20

ク 発達障がい

主催者	会議名	月 日
札幌市保健福祉局 障がい福祉課	発達障がい者支援開発事業企画・推進委員会	5 / 8、11/13、 2 / 5
	発達障がい社会適応部会	7 / 17、9 / 11
	発達障がい者支援関係機関連絡会議及び合同部会・人材育成部会	1 / 30、2 / 7、 2 / 27
独法）北海道障害者職業センター	発達障害者雇用支援連絡協議会	12/12、3 / 4
札幌市自閉症・発達障がい支援センター	札幌市自閉症・発達障がい支援センター連絡協議会	2 / 13

ケ 犯罪被害者支援

主催者	会議名	月 日
北海道被害者支援連絡協議会	北海道被害者支援連絡協議会定期総会等	7 / 18
札幌中央被害者支援連絡協議会	札幌中央被害者支援連絡協議会総会	11 / 21

コ 高次脳機能障がい

主催者	会議名	月 日
北海道保健福祉部	高次脳機能障がい者支援連絡会議	9 / 5、1 / 23

サ その他

主催者	会議名	月 日
北海道医師会	北海道医師会産業保健活動推進委員会	6 / 17
札幌市保健所	次期札幌市健康づくり基本計画策定に係るワーキンググループ及び関係課長会議	4 / 19、5 / 16、 7 / 26、8 / 20、 10 / 28
日本司法支援センター札幌地方事務所	法テラス札幌・関係機関連絡会議	10 / 9
独法）北海道障害者職業センター	精神障害者雇用支援連絡協議会（雇用促進部会）	2 / 7
札幌市市民まちづくり局男女共同参画課	女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議	2 / 26
札幌保護観察所	札幌保護観察所管内薬物関係地域支援連絡協議会	3 / 5

2 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動推進のため関係諸機関に対し、専門的な立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っている。

(1) 連絡調整支援事業

平成 16 年度から、各区とのより緊密な協力体制構築のため「連絡調整支援事業」を開始し、平成 25 年度も継続している。セラピスト及び作業療法士、保健師の技術職員が定期的に各区に出向き、複雑困難事例に対してコンサルテーションを行い、各区の精神保健福祉相談員をサポートしている。

各区の相談件数（内容別）

（件）

区 相談内容	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
老人保健	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	6
社会復帰	0	2	0	1	0	0	1	2	4	1	11
アルコール	0	0	1	4	0	0	2	0	0	0	7
薬物	0	0	0	0	0	1	3	4	0	1	9
ギャンブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
思春期	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
心の健康づくり	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3
ひきこもり	0	0	0	0	1	0	2	5	2	1	11
自殺関連	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発達障害	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	4
その他	13	2	10	8	22	1	8	4	12	6	86
25 年度計	16	4	12	19	23	3	18	16	20	9	140
24 年度(参考)	37	11	26	17	32	13	32	13	34	19	234

※ その他は、精神科医療への通院・入院に関する相談(35 件)、障がい者福祉サービスについて(8 件)、家族関係の相談(4 件)、精神疾患・障がい等への対応(3 件)、など。

(2) 発達障害者支援体制整備事業への支援

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法施行を受け、平成 17 年度より札幌こころのセンターにおいても、発達障害者支援体制整備事業として「札幌市発達障害者支援関係機関連絡会議」と 4 部会を立ち上げ、取り組んできた。

平成 20 年度から本事業の所管が障がい福祉課となり、当センターは技術的支援を目的に、障がい福祉課が開催する会議や各部会等に参加している。

会議・部会名	出席回数
発達障害者支援開発事業企画・推進委員会	3
発達障がい者支援関係機関連絡会議合同部会	1
札幌市発達障害者支援関係連絡会議 人材育成部会	1
札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）連絡協議会	1
カラフルブレインアートフェス実行委員会	3

(3) 障がい福祉サービスの支給に係る意見依頼について

平成 18 年 10 月の自立支援法施行時より、区から回付された診療情報提供書の記載内容をもとに、精神医学的見地から障がい福祉サービス支給の要否に関わる意見を述べている。

ア 区別依頼数

(件)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
精神障がい者であることの確認	27	34	31	15	13	9	10	5	21	6	171
障がい福祉サービス支給要否	39	35	56	32	20	40	20	11	46	15	314
25 年度 計	66	69	87	47	33	49	30	16	67	21	485
24 年度（参考）	57	32	121	137	33	51	27	35	50	22	565

(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)

イ 依頼内容及び回答

(7) 精神障がい者であることの確認依頼数及び回答内訳（件）

年度	確認できる	疑義あり	計
25 年度	113	58	171
24 年度（参考）	142	17	159

(イ) 障がい福祉サービス意見依頼内容及び回答内訳(件)

回答内訳	利用可能	調整が必要	サービス利用が 困難	計
居宅介護	49	82	35	166
共同生活援助	34	13	8	55
共同生活介護	7	11	14	32
短期入所	2	0	2	4
移動支援	7	25	41	73
生活介護	1	1	3	5
就労移行支援	1	0	1	2
就労継続支援 A・B 型	7	0	3	10
生活訓練	3	0	0	3
生活訓練(宿泊型)	2	0	0	2
施設入所支援	0	0	0	0
25 年度 計	113	132	107	352
24 年度 (参考)	345	91	25	461

※ 平成 24 年度より、回答内訳の項目に「就労継続支援 A 型」、「生活訓練」、「生活訓練(宿泊型)」「施設入所支援」を追加。(重複あり)

(4) ケア会議への参加

関係機関等からの要請に応じ、随時ケア会議へ参加し、助言などを行っている。

ア 依頼者別コンサルテーション件数 (件)

依頼者	区保健 福祉課	市教育 委員会	保護 観察所	児童 相談所	保健所	その他	計
件 数	24	0	36	1	0	7	68

※ その他は、福祉施設、医療機関、支援団体など。

※ 24 年度のコンサルテーション件数は 68 件 (参考)。

イ 内容

相談内容	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	づくり 心の健康	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	発達障害	その他	計
件 数	1	42	8	1	0	0	1	0	0	0	2	13	68

※ その他は、精神科医療への通院・入院に関する相談 (8 件)、精神疾患・障がい等への対応 (3 件)、支援の方向性 (2 件) についてなど。

3 人材育成

精神保健福祉業務に従事する職員等に教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(1) 精神保健福祉関係職員転入者研修

目的：精神保健福祉関係の職場に新採用または転入した職員の、精神医学、福祉制度などの基礎的な知識の習得を目指す。

また、過去の参加者アンケートにおいて、具体的な対応の仕方や事例を用いた講義などのより実践的・具体的な内容が求められていたため、平成 25 年度においては基礎的な研修とともにフォローアップ研修を実施し、さらなる知識の習得、対応力の向上を目指す。

ア 講 義

対象：平成 25 年度に新採用若しくは他部局から異動してきた精神保健福祉相談員、保健師、及び福祉関係職員（希望者を含む）

実施日	内容	講師	受講者数
平成 25 年 5 月 29 日（水）	精神疾患の理解と対応①	精神保健福祉センター 所長	103 名
	精神保健福祉法について	障がい福祉課 精神保健・医療福祉係長	86 名
	精神保健福祉活動と 精神保健福祉相談員の業務	北区保健福祉課 精神保健福祉相談員	
	精神保健福祉センターの業務	精神保健福祉センター 相談支援係長	
平成 25 年 5 月 30 日（木）	精神疾患の理解と対応②	精神保健福祉センター 所長	86 名
	札幌市精神科救急情報センターの概要	精神保健福祉センター 保健推進担当係長	59 名
	札幌市の精神障がい者の就労支援及び相談支援事業について	障がい福祉課 就労・相談支援担当係長	
	認知症に対する理解と対応 （認知症サポーター養成講座）	札幌市認知症 介護指導者	
	札幌市の自殺について／ ほっとけないカードの活用について	精神保健福祉センター 相談支援係職員	

イ 施設見学

対象：平成 24 年度に新採用若しくは他部局から異動してきた精神保健福祉相談員

実施日	見学先	見学人数
平成 25 年 8 月 27 日（火）	札幌 M A C	3 名
	若者サポートステーション	
	札幌トロイカ病院	
平成 25 年 9 月 2 日（月）	相談室ばぼ	4 名
	平松記念病院	
	ウィングル札幌大通センター	

ウ フォローアップ研修

対象：平成 25 年度に新採用若しくは他部局から異動してきた精神保健福祉相談員、保健師、及び福祉関係職員（希望者を含む）

実施日	内容	講師	受講者数
平成 26 年 1 月 20 日（月）	講義：精神障がい者への支援について	精神保健福祉センター 所長	46 名
	事例検討（グループワーク）： テーマ①治療中断の統合失調症のケース テーマ②境界性パーソナリティ障害をもつ育児中の母のケース		

(2) Mグループ専門職見学研修

札幌こころのセンターでは、広汎性発達障害の診断を受けた子育て中の方が、その困難さについて専門職員と共に話し合うことで、問題解決力の向上や情緒の安定を図ることを目的としたグループ（Mグループ）を実施している。このグループの見学をとおして、母子保健専門職や教育機関の職員等が、広汎性発達障害の特性を持つ母親への支援方法やかかわり方について学ぶ機会を提供している。

実施日	内容	講師	受講者数
平成 25 年 6 月 14 日（金）	近況報告 障がい児の親の団体の役員等を断れないことについて 見学者（専門職）との意見交流	精神保健福祉センター 相談支援係職員	6 名
平成 25 年 8 月 16 日（金）	近況報告 子どもの担任との関係について お盆時期の家族の付き合いについて	精神保健福祉センター 相談支援係職員	5 名

	見学者（専門職）との意見交流		
平成 25 年 10 月 18 日（金）	近況報告 P T A の役員及び担任との関係 について 見学者（専門職）との意見交流	精神保健福祉センター 相談支援係職員	6 名
平成 25 年 12 月 20 日（金）	近況報告 パートナーの付き合い（手をつ なぐ、告白するなど） 見学者（専門職）との意見交流	精神保健福祉センター 相談支援係職員	6 名
平成 26 年 2 月 21 日（金）	近況報告 見学者（専門職）との意見交流	精神保健福祉センター 相談支援係職員	6 名

(3) 札幌市教育センター専門研修（札幌市教育センターとの共催事業）

目的：日常の生徒指導に役立つ青年期におけるメンタルヘルスに関する理解と対応を学ぶ

対象：札幌市で学校教育に携わる教職員

実施日	内容	講師	受講者数
平成 25 年 5 月 15 日（水）	平成 25 年度札幌市新任管理職 研修	精神保健福祉センター 所長	124 名
平成 25 年 7 月 1 日（月）	子ども理解に関わる研修会 （第 1 部・第 2 部）	（第 1 部） 大学教授 精神保健福祉センター 所長 札幌市教育委員会 指導担当部長 （第 2 部） 大学教授 民間病院臨床心理士 精神保健福祉センター 相談支援係職員	（第 1 部） 314 名 （第 2 部） 319 名
平成 25 年 7 月 26 日（金）	札幌市 10 年経験者研修	精神保健福祉センター 相談支援係職員	84 名

4 普及啓発

市民に対し、精神保健福祉の知識や精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

(1) 研修及び講演会等への講師派遣実績

平成 25 年度の研修及び講演会等への講師派遣回数は、医師職 18 回、セラピスト 12 回、保健師 8 回、作業療法士 1 回となっている。また、依頼者別では、札幌市 21 回、その他団体 6 回、学校、司法関係、医療・介護関係各 3 回（いずれも延べ回数）などとなっている。

ア 団体別派遣実績

依頼元団体	回数（延べ）
札幌市	21
その他行政機関	0
大学	0
学校	3
司法関係	3
医療・介護関係	3
社会福祉法人	0
NPO 法人	1
その他団体	6
合 計	37

イ 派遣実績一覧

テーマ	依頼者	演 題	開催日	講師職種
メンタルヘルスの職場	札幌市教育委員会	札幌市新任管理職研修	5 / 15、5 / 17	医師
		教頭メンタルヘルス研修	9 / 30、10 / 7、11 / 7、11 / 22	医師
	札幌市児童福祉総合センター	児童相談所職員精神保健研修	12 / 5	医師
	札幌市保健福祉局総務課	保健福祉局メンタルヘルス研修	12 / 19	医師
	札幌市消防局	消防職員メンタルヘルス研修	1 / 9 ～ 10	医師
精神保健福祉	手稲区星置地区民生委員・児童委員協議会	星置地区民生委員・児童委員研修会	5 / 23	保健師
	日本司法支援センター札幌地方事務所	「精神障がいのある方への理解と対応」「自殺対策」	7 / 8	セラピスト・保健師
	北海道医師会	産業保健研修会	8 / 25	医師
	札幌保護観察所	覚せい剤等事犯者の引受人学習会	8 / 29	医師
	札幌市保健福祉局保護指導課	新任ケースワーカー研修	9 / 6	医師
	札幌市社会福祉協議会手稲ヘルパーセンター	「精神障害についてもっとよく知ろう」	9 / 19	保健師
	札幌市精神障害者家族連合会	平成 25 年度札家連大会シンポジウム「親の声 子の声」	10 / 19	医師
	札幌市南区	札幌市南区要保護児童対策地域協議会研修会	11 / 19	医師
	独法)北海道障害者職業センター	事業主支援ワークショップ	11 / 27	医師
	北海道札幌琴似工業高校	薬物乱用防止教室	12 / 6	作業療法士
	札幌市保健福祉局総務課	社会福祉主事実習	12 / 12	保健師
	札幌市児童福祉総合センター	児童相談研修会	3 / 10	医師
	札幌市西区	札幌市西区要保護児童対策地域協議会研修会	3 / 25	医師

ヘルスマENTAL	札幌市教育委員会	札幌市 10 年経験者共通研修 「児童生徒の心の健康」	7 / 26	セラピスト
発達障がい	札幌聴覚障害者協会	札幌市聴覚障がい者社会生活教室「大人の発達障がい」	6 / 23	セラピスト
	札幌市東区保護司会、札幌東更生保護女性会	札幌市東区更生保護研修会 「発達障害の理解とその対応」	7 / 22	保健師
	さっぽろ健康スポーツ財団	健康づくりセンター運動指導員研修「発達障害の理解とその対応」	8 / 26	セラピスト
	札幌市保健福祉局障がい福祉課	札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議 地域生活・就労部会	9 / 18	セラピスト
自殺対策	北海道家庭生活カウンセラークラブ	自殺防止に関する札幌市の取組や対応について	4 / 27	セラピスト
	札幌市教育委員会	子ども理解に関わる研修会 「ゲートキーパーの理解と役割」	7 / 1	医師・セラピスト
	第 13 回日本外来精神医療学会運営事務局	札幌市における自殺の現状と対策について	7 / 28	保健師
	札幌市立西陵中学校	ゲートキーパーとしての対応の仕方	9 / 2	セラピスト
	札幌市保健所健康企画課	北海道大学医学部 4 年衛生・公衆衛生学実習「札幌市の自殺対策」	9 / 5	保健師
	札幌理容協同組合	組合員研修会・第 1 部講演 「ゲートキーパー研修」	10 / 29	セラピスト
	札幌市豊平区	自殺予防人材養成研修会「札幌市における自殺の現状と対策について」	11 / 26	セラピスト
	札幌市北区	北区障がい者支援関係者研修会「札幌市における自殺の現状及び自殺対策について」	12 / 10	セラピスト
	札幌市立西野中学校	生徒指導研修会「若者の自殺予防と対策」	2 / 27	セラピスト

(2) 相談会等派遣

依頼者	行事名	開催日	派遣者
札幌市保健福祉局 介護保険課	若年性認知症講演会＆相談会	9 / 14	保健師
札幌市精神障害者回復者 クラブ連合会	自分の病気と薬を知る相談会	10 / 17	医師

(3) 行事の共催及び名義後援実績

外部の団体等が主催する精神保健福祉や自殺予防等に関する行事について、団体等からの申請に基づき、可否を判断したうえで共催及び後援を行っている。

開催日	行事名	区分	主催団体
4 / 19、6 / 14、 8 / 2、10 / 18、 11 / 29	市民のためのケア・カウンセリング 講座～仕事や人間関係のストレス に負けない為に！～	後援	NPO 法人日本ケア・カウ ンセリング協会
4 / 21、6 / 16	ケア・カウンセリング基礎課程 上 級講座Ⅱ・Ⅲ	後援	NPO 法人日本ケア・カウ ンセリング協会
8 / 24	第 16 回思春期の心の講演会、相談 会	後援	北海道いじめ・暴力・ひき こもり治療研究会
9 / 19～21	日本心理学会第 77 回大会	後援	日本心理学会第 77 回大会
10 / 10～12	第 54 回日本児童青年精神医学会総 会	後援	第 54 回日本児童青年精神 医学会総会
10 / 19	北海道いのちの電話市民公開講座 「若者の自殺を考える～うつとメ ンタルヘルスの視点から～」	共催	社会福祉法人北海道いの ちの電話
10 / 19	公開講座「かちん、むかッ、ぐさッ の心理学」～対人ストレスの対処法～	後援	NPO 法人日本ケア・カウ ンセリング協会
10 / 19	第 8 回北海道アルコール・薬物依存 予防、早期発見、解決市民フォーラ ム	後援	北海道アルコール・薬物依 存予防、早期発見、解決市 民フォーラム
10 / 26～27	北海道アクションメソッド普及協 会 第 10 回札幌大会	後援	北海道アクションメソッ ド普及協会
1 / 21、1 / 28、 2 / 4、2 / 12、 2 / 19	平成 25 年度就業支援基礎研修	後援	独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 北 海道障害者職業センター
3 / 14	市民のためのケア・カウンセリング 講座～仕事や人間関係のストレス に負けない為に！～	後援	NPO 法人日本ケア・カウ ンセリング協会

5 調査研究

札幌こころのセンターでは、ひきこもり状態にある青年の社会復帰を促進し自立と社会経済活動への参加を促進すること（Aグループ）、また広汎性発達障害の診断を受けた子育て中の方がその困難さについて専門職員と共に話し合うことで問題解決力の向上や情緒の安定を図ること（Mグループ）などを目的に、グループケアを実施している。

併せてAグループでは、ひきこもりで社会参加が難しく社会との関係が希薄になっている青年の支援のあり方を探るための調査研究を行っている。

(1) グループ活動、教室、交流会などの活動状況

名称 (開始時期)	目的と内容	対象	期間・日時	回数	延べ 参加 者数
青年グループケア Aグループ (平成 10 年)	活動を通して対人関係や生活リズムを改善し、生活の幅を広げ社会生活への適応を促進する	ひきこもりなどで社会との関係が希薄になっている者 (20 歳～35 歳)	参加期間 1 年 週 2 回 10:00～13:00 または 13:30～16:30	90	270 名
発達障がい勉強会 (平成 16 年) *	アスペルガー症候群について理解を深める	高機能広汎性発達障がいの診断・告知を受け、相談等している青年および家族	毎月第 3 水曜日 (変更あり) 13:30～15:30	11	128 名
青年グループケア Mグループ (平成 19 年)	自身の障がい、子育てについて語ることで理解を深め、孤立感を緩和する	アスペルガー症候群の診断告知を受けた子育て中の母親	第 3 金曜日 10:30～12:00	11	36 名

* 青年グループケア B・C グループは、精神保健福祉センターの医師職減少に伴い、当センターでの広汎性発達障害の診断を実施しないこととしたことや、地域に自助グループや地域活動支援センターなど様々な資源が増え、本人のニーズに合わせて選択することが可能になったことにより参加者が減少したことから休止とし、平成 25 年度はその経過について調査研究事業としてまとめることとした。

* 発達障がい勉強会は、平成 25 年度においては参加者が前年度に比べ約 4 割減となったことと、発達障がいの鑑別診断を行う医療機関が増加し相談・支援体制が充実しつつあること、市内における発達障がい者（家族を含む）への支援が障がい福祉課を事務局として体系化されてきていること等により、当センターが先駆的に実施してきた役

割は一定の役目を終えたものと考え、終了した。

(2) 研究発表等

月 日	発表内容	学会名
平成 25 年 6 月 20 日 (木) ～21 日 (金)	ほっとけないカード (種コレ発表) B・C グループ活動まとめ	東北・北海道精神保健福祉 センター長会研究協議会
平成 25 年 7 月 28 日 (日)	シンポジウム「外来精神医療は自殺予防 に何ができるか」	日本外来精神医療学会 札幌大会

6 精神保健福祉相談

札幌こころのセンターでは、来所及び電話により、精神保健福祉に関する各種の相談に応じている。

相談業務では、必要に応じて各区の精神保健福祉相談員、相談機関、行政機関などと協力して、複雑困難事例に対応している。

(1) 来所相談

予約制で、専門職による相談面接を実施している。

平成 25 年度の来所相談では、前年度よりも「本人のみ」の相談が若干増えている。

ア 相談件数

年度		19	20	21	22	23	24	25
相談件数		575	379	701	694	355	237	167
内訳	新規相談件数	296	267	292	397	197	125	112
	継続相談件数	279	112	409	297	158	112	55

※ 平成 24 年度より、新規・継続相談件数の集計方法を変更したため、平成 23 年度以前の件数との比較データなし。

イ 新規相談者の状況（相談対象者と来所者の関係）

対象者 との 関係 性別	本人 のみ	家族 のみ	関係 機関	その他	本人と 家族	本人と 関係 機関	関係 機関と 家族	本人と 家族と 関係 機関	本人と その他	計
男性	24	46	0	1	7	0	0	0	0	78
女性	13	15	0	0	6	0	0	0	0	34
計	37	61	0	1	13	0	0	0	0	112

ウ 新規相談対象者の年齢

年齢 性別	20 歳 未満	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上	不明	計
男性	6	31	21	13	4	1	2	0	78
女性	4	10	13	5	0	1	1	1	34
計	10	41	34	18	4	2	3	1	112

エ 新規相談対象者の居住区

居住区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	市外	不明	計
件数	20	18	10	10	7	12	4	7	11	9	0	4	112

オ 新規相談者の相談内容（重複あり）

相談内容		件数
精神科医療の問題		18
	診断治療に関すること	13
	セカンドオピニオン	0
	診断機関・相談機関に関すること	3
	その他（発達障がい疑いも含めた全般的なこころの問題、精神科疾患を背景とした生活全般の相談など）	2
行動上の問題		38
	ひきこもり	32
	不登校	4
	家庭内暴力・DV	0
	虐待	1
	その他（家庭内の関係不全）	1
習慣的行動の問題		31
	ギャンブル	16
	アルコール	4
	薬物	3
	買い物	3
	摂食障害	1
	その他（強迫性障害を背景としたひきこもり、ネット依存、男性依存など）	4
福祉的制度		2
	社会資源	2
	年金	0
	その他	0
対人関係		13
	家庭	6
	職場	5
	学校	0
	その他 （対人トラブルによるうつ状態・自殺企図、背景に発達障がいを疑う家族関係の問題など）	2

その他		10
	話を聞いてほしい	1
	その他（発達障がい疑い、家族関係・虐待疑い、漠然とした不安感・不安全感、死生観についてなど）	9

カ 新規相談の結果

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					傾聴	その他※2	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他※1			
件数	65	11	21	4	4	0	3	3	1	112

※1 紹介先機関（その他）は、当事者グループ、家族会など。

※2 その他は、社会資源の紹介はしたものの実際的には調整困難であった事例。

(2) 心の健康づくり電話相談

平日の9時から17時まで、札幌こころのセンターに電話相談専門員を1名配置し、専用回線で電話相談を受けている。平成23年3月からは、平日夜間及び土・日・祝日（年末年始を除く）においても電話相談の時間延長（民間団体へ業務委託）を行い、様々なこころの悩みに関する相談を受ける体制を拡大している（「こころの健康相談統一ダイヤル」電話 0570-064-556。受付時間：平日17時～21時、土・日・祝日10時～16時）。近年、3月の自殺対策強化月間を中心とした「わたしは、ほっとけない。」キャンペーン等で相談電話の番号を広報してきたことが一定程度市民に認知され、相談件数につながっているものと考えられる。

ア 相談件数

近年、「地域自殺対策緊急強化基金」を活用するなどして相談窓口の普及啓発を行ってきたことや、内閣府の統一ダイヤルに参加し、受付時間を夜間や土・日・祝日にも延長したことなどにより、相談件数は増加傾向にあり、時間延長分の件数の変動の影響があるものの、25年度は前年度に比べ増加した。

25年度は、総件数5,902件（新規相談61.7%、継続相談38.3%）であり、そのうち、平日日中の札幌こころのセンター受付分は対前年度差+56件の3,789件（新規74.3%、継続25.7%）、時間延長分（委託）は対前年度差+163件の2,113件（新規39.1%、継続60.9%）となっている。

年 度			19	20	21	22	23	24	25
総相談件数			2,401	2,229	2,888	3,445	6,179	5,683	5,902
センター受付分			2,401	2,229	2,888	3,273	3,703	3,733	3,789
月平均件数			200.1	185.8	240.7	272.8	308.6	311.1	315.8
時間延長分			-	-	-	172	2,476	1,950	2,113
月平均件数			-	-	-	172.0	206.3	162.5	176.1
内 訳	新規相談	件数	1,936	1,840	2,164	2,668	3,722	3,748	3,641
		%	80.6	82.5	74.9	77.4	60.2	66.0	61.7
	センター受付分	件数	1,936	1,840	2,164	2,588	2,965	2,869	2,814
		%	80.6	82.5	74.9	79.1	80.1	76.9	74.3
	時間延長分	件数	-	-	-	80	757	879	827
		%	-	-	-	46.5	30.6	45.1	39.1
	継続相談	件数	465	389	724	777	2,457	1,935	2,261
		%	19.4	17.5	25.1	22.6	39.8	34.0	38.3
	センター受付分	件数	465	389	724	685	738	864	975
		%	19.4	17.5	25.1	20.9	19.9	23.1	25.7
	時間延長分	件数	-	-	-	92	1,719	1,071	1,286
		%	-	-	-	53.5	69.4	54.9	60.9

以下は、札幌こころのセンターで平成 25 年度に対応した、平日 9 時～17 時の受付分のみを分析の対象としている。

イ 相談者の状況

(7) 相談対象者との関係

対象者と相談者の関係は、男性は「本人」が 72.8%、次いで「親」が 9.0%（「家族」全体では 19.7%）などとなっており、女性に比べ本人からの相談が多い傾向となっている。なお、女性は、「本人」が 59.3%、次いで「親」が 21.4%（「家族」全体では 36.5%）などとなっている。全体では、「本人」が 62.6%、「親」が 18.3%（「家族」全体では 32.4%）などとなっている。

なお、24 年度に比べ、「男性配偶者」からの相談が減り、「女性本人」からの相談が大きく増えている。

		本人	家 族					関係 機関	その 他	計
			配偶 者	親	子	兄弟 姉妹	その 他			
男 性	件 数	675	31	83	26	23	20	5	64	927
	前年度差	▲10	▲22	+1	▲5	▲3	+10	▲2	+4	▲27

	%	72.8	3.3	9.0	2.8	2.5	2.2	0.5	6.9	100
女性	件数	1,698	145	612	115	98	76	8	110	2,862
	前年度差	+63	▲4	+8	+15	+21	▲7	▲8	▲5	+83
	%	59.3	5.1	21.4	4.0	3.4	2.7	0.3	3.8	100
計	件数	2,373	176	695	141	121	96	13	174	3,789
	前年度差	+53	▲26	+9	+10	+18	+3	▲10	▲1	+56
	%	62.6	4.6	18.3	3.7	3.2	2.5	0.3	4.6	100

(イ) 相談者の年齢別状況

相談者を年齢別に見ると、男性で最も多いのは「40～50歳代」で44.3%となっており、次いで「20～30歳代」が35.8%と多くなっている。また、女性は「40～50歳代」が53.0%と突出して多くなっており、次いで「20～30歳代」が26.5%と多くなっている。

		～10歳代	20～30歳代	40～50歳代	60歳代～	不明	計
男性	件数	9	332	411	127	48	927
	%	1.0	35.8	44.3	13.7	5.2	100
女性	件数	10	758	1,516	499	79	2,862
	%	0.3	26.5	53.0	17.4	2.8	100
計	件数	19	1,090	1,927	626	127	3,789
	%	0.5	28.8	50.9	16.5	3.4	100

(ウ) 相談者の居住地別状況

居住地別に見ると、「市内」が86.8%、「市外」が7.5%となっている。また、区ごとの相談件数では、北区が215件、中央区が170件、東区が158件などとなっている（あくまで参考であり、区ごとの分析は特に行っていない）。

		札幌市内										
		中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	区不明
件数		170	215	158	110	84	128	61	77	101	84	2,101
%		5.2	6.5	4.8	3.3	2.6	3.9	1.9	2.3	3.1	2.6	63.9
		市内		市外		不明		計				
件数		3,289		285		215		3,789				
%		86.8		7.5		5.7		100				

(エ) 相談経路

相談電話の番号をどこで知ったかについては、「不明」を除いて最も多いのが、前から知っていたという「既知」で 1,361 件、次いで「広報/インターネット」が 315 件、「医療機関」が 269 件などとなっている。

相談経路	機関 市役所等関係	相談機関	医療機関	センター 保健所・保健	教育機関	他の電話相談	聞 報道機関・新	ネット 広報・インタ	カー ポスター・ステッ	知人	既知	その他	不明	計
件数	68	68	269	13	15	18	23	315	25	58	1,361	42	1,514	3,789
%	1.8	1.8	7.1	0.3	0.4	0.5	0.6	8.3	0.7	1.5	35.9	1.1	40.0	100

(オ) 通話時間別状況

通話時間別に見ると、男性は「15 分未満」が 69.6%と多く、「15～30 分満」が 21.7%となっている。一方、女性は、「15 分未満」が 58.0%、「15～30 分未満」が 26.7%と、男性よりもやや相談が長くなる傾向がうかがえる。

		15 分未満	15～30 分 未満	30 分～ 1 時間未満	1 時間 以上	計
男 性	件 数	645	201	56	25	927
	%	69.6	21.7	6.0	2.7	100
女 性	件 数	1,660	763	372	67	2,862
	%	58.0	26.7	13.0	2.3	100
計	件 数	2,305	964	428	92	3,789
	%	60.8	25.4	11.3	2.4	100

(カ) 曜日別相談状況

曜日別では、月曜が 1 日平均 17.4 件、火曜が 16.3 件と平均よりやや多いのに対し、金曜は 14.1 件と比較的少ない傾向がみられる。全体では、1 日平均 15.5 件となっている。

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
相談件数	764	815	778	739	693	3,789
割合 (%)	20.2	21.5	20.5	19.5	18.3	100
日 数	44	50	51	51	49	245
1 日平均 (件)	17.4	16.3	15.3	14.5	14.1	15.5

ウ 相談対象者の状況

(7) 年齢別状況

対象者の年齢別では、男性は「20～30 歳代」が 41.0%、「40～50 歳代」が 31.6% などとなっている。一方、女性は「40～50 歳代」が 41.4%、「20～30 歳代」が 32.0% などとなっている。

		～10 歳代	20～30 歳	40～50 歳	60 歳代～	不明	計
男 性	件 数	170	586	452	159	64	1,431
	%	11.9	41.0	31.6	11.1	4.5	100
女 性	件 数	147	743	961	389	80	2,320
	%	6.3	32.0	41.4	16.8	3.4	100
性別 不明	件 数	10	4	0	2	22	38
	%	26.3	10.5	—	5.3	57.9	100
計	件 数	327	1,333	1,413	550	166	3,789
	%	8.6	35.2	37.3	14.5	4.4	100

(4) 職業別状況

職業別では、男性は「無職」が 36.2%、「有職」が 31.6%となっている。一方、女性は、「無職」が 56.6%、「有職」が 19.3%となっている。なお、女性の「無職」には、主婦が多数含まれているものと思われる。

		学生	有職	無職	不明	計
男 性	件 数	196	452	518	265	1,431
	%	13.7	31.6	36.2	18.5	100
女 性	件 数	156	447	1,312	405	2,320
	%	6.7	19.3	56.6	17.5	100
性別 不明	件 数	9	8	4	17	38
	%	23.7	21.1	10.5	44.7	100
計	件 数	361	907	1,834	687	3,789
	%	9.5	23.9	48.4	18.1	100

(5) 受診歴別状況

これまでに精神科を受診したことがある人が 57.3%、受診したことがない人が 23.6%となっている。

	有り	無し	不明	計
件 数	2,171	894	724	3,789
%	57.3	23.6	19.1	100

エ 相談内容別状況

相談内容としては、「精神科医療の問題」が 32.5%と最も多く、次いで「その他」26.9%、「対人関係」18.4%などとなっている。さらに細かく分類すると、「診療機関・相談機関に関すること」が 23.1%で最も多く、次いで「話を聞いて欲しい」22.5%、「家庭」8.9%などとなっている。

相談内容（重複あり）		件数	%
精神科医療の問題		1,596	32.5
	診断治療に関すること	151	3.1
	セカンドオピニオン	13	0.3
	診療機関・相談機関に関すること	1,135	23.1
	その他	297	6.0
行動上の問題		569	11.6
	ひきこもり	124	2.5
	不登校	75	1.5
	家庭内暴力・DV	95	1.9
	虐待	21	0.4
	その他	254	5.2
習慣的行動の問題		355	7.2
	ギャンブル	82	1.7
	アルコール	102	2.1
	薬物	35	0.7
	買い物	17	0.3
	摂食障害	36	0.7
	その他	83	1.7
福祉的制度		170	3.5
	社会資源	56	1.1
	年金	16	0.3
	その他	98	2.0
対人関係		903	18.4
	家庭	440	8.9
	職場	171	3.5
	学校	49	1.0
	その他	243	4.9
その他		1,324	26.9
	話を聞いて欲しい	1,104	22.5
	その他	220	4.5
計		4,917	100

オ 相談の結果

相談結果（処遇）別に見ると、「傾聴」が 41.3%、次いで「医療機関紹介」24.7%、「助言指導」15.7%などとなっている。

結果	助言指導	来所相談の勧め	紹介先機関					傾聴	その他	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健所・保健センター	その他の機関			
件数	594	132	937	123	284	18	31	1,563	107	3,789
%	15.7	3.5	24.7	3.2	7.5	0.5	0.8	41.3	2.8	100

(3) ホームページに寄せられた問い合わせ対応

札幌こころのセンターでは、メール相談への対応は原則として行っていない。しかし、当センターホームページ内の問い合わせフォームから質問や相談が寄せられた場合には、相談事業としてではなく、あくまで市民対応の一環として回答できる範囲で対応した。

メール件数は、前年度の 48 件から 15 件減り、延べ 33 件となっている。

ア 相談者の年齢別状況

男性は「40 代」が 6 人、「30 代」が 4 人などとなっており、女性は「30 代」が 5 人、「10 代」及び「20 代」が各 3 人で、比較的若い世代が多くなっている。全体では、「30 代」が 9 人、「40 代」が 8 人などとなっている。

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	不明	計
男 性	1	0	4	6	2	1	1	1	16
女 性	3	3	5	2	2	0	0	1	16
性別不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	4	3	9	8	4	1	1	3	33

イ 相談者の居住地別状況

居住地別では、「市内」が17件と最も多いが、「道外」からも8件の相談がきている。

	札幌市内											
	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	区不明	市内計
件数	3	1	2	0	0	3	1	1	2	0	4	17
	市内		市外		道外		不明		計			
件数	17		2		8		6		33			

ウ 職業別状況

職業別では、男性は「有職」が9人と最も多く、女性は「主婦」が5人、「学生」が4人となっている。

	学生	有職	主婦/ 主夫	無職	その他 ・不明	計
男性	1	9	0	4	2	16
女性	4	1	5	2	4	16
性別不明	0	0	0	0	1	1
計	5	10	5	6	7	33

エ 相談内容別状況

相談内容としては、「その他」を除き、「精神科医療の問題」が9件と、全体の4分の1を占めている。さらに細かく分類すると、「診療機関・相談機関に関すること」が8件と最も多くなっている。なお、「その他」には、本市の自殺対策に関する問い合わせや、民間企業等からのメールが含まれている。

相談内容（重複あり）		件数
精神科医療の問題		9
	診断治療に関すること	1
	セカンドオピニオン	0
	診療機関・相談機関に関すること	8
	その他	0
行動上の問題		2
	ひきこもり・不登校	2
	家庭内暴力・DV	0
	虐待	0

	その他	0
習慣的行動の問題		2
	ギャンブル・買い物	0
	アルコール・薬物	1
	摂食障害	0
	その他	1
福祉的制度		2
	社会資源・年金	1
	その他	1
対人関係		2
	家庭	1
	職場	0
	学校	0
	その他	1
その他		19
	話を聞いて欲しい	3
	その他	16
計		36

オ 相談の結果

相談結果（処遇）別に見ると、「その他」を除き「電話相談の勧め」が12件と最も多く、次いで「助言指導」が4件となっている。

メールでは、一方的なやりとりを繰り返すことが多くなる傾向があり、利用者にとっても行政にとってもあまり効率的とはいえないことから、適切な相談対応を行うために、電話相談の番号を紹介することが多くなっている。

結果	助言指導	来所相談の勧め	電話相談の勧め	紹介先機関					その他	計
				医療機関	市役所等関係機関	他の相談機関	保健所・保健センター	その他の機関		
件数	4	0	12	0	1	1	0	1	14	33

7 特定相談

(1) 思春期特定相談事業（再掲）

札幌こころのセンターでは、精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持増進及び適応上の障がいの予防と早期発見等を図ることを目的に、平成14年6月から思春期特定相談事業を開始した。

対象は、概ね12歳から18歳までにある青少年の教育・相談を担当している職員や、不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている青少年とその家族としている。

ア 来所相談

(7) 相談件数

	男	女	計（延べ）	実数
25年度相談件数	3	2	5	5
24年度（参考）	10	12	22	17

(イ) 主訴別件数（重複あり）

相談内容	件数
精神科医療の問題	0
行動上の問題	5
ひきこもり	0
不登校	4
家庭内暴力・DV	0
虐待	1
その他	0
習慣的行動の問題	0
福祉的制度	0
対人関係	0
その他	0

(ウ) 相談の結果

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					その他	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他		
件数	4	0	1	0	0	0	0	0	5

イ 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議・思春期精神保健研修会

地域の思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が情報交換、認識の共有化、役割機能の確認等、思春期の精神保健福祉活動の推進を図ることを目的に札幌市思春期精神保健ネットワーク会議を開催している。

会議後に、医療・保健・教育・司法・矯正教育・福祉等子どもにかかわる専門職を対象に研修会を実施した。

(7) 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議

日時：平成 25 年 11 月 21 日（木） 15 時 30 分～17 時 00 分

場所：WEST19 大会議室（札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 2 階）

内容：平成 24 年度思春期精神保健ネットワーク会議報告、各機関の活動報告、思春期における自傷行為の現状とセーフティーネットについての意見交流会を行った。

参加機関：教育委員会、教育センター、児童福祉総合センター、子どもアシストセンター、保健所、札幌市児童心療センター、北海道警察本部少年サポートセンター、五稜会病院、さっぽろ香雪病院、札幌太田病院、興正こども家庭支援センター、羊ヶ丘児童家庭支援センター、札幌南こども家庭支援センター、札幌乳児院児童家庭支援センター、北海道子どもの虐待防止協会、札幌市精神保健福祉センター（事務局）

(4) 思春期精神保健研修会

日時：平成 25 年 11 月 21 日（木） 18 時 00 分～20 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂（札幌市中央区大通西 19 丁目）

講師：佐藤 由佳利氏（北海道教育大学大学院学校臨床心理専攻教授）

内容：講演「思春期の自傷と自殺予防」

参加者：75 名

(2) アルコール関連問題等特定相談事業（再掲）

アルコール乱用・依存をはじめ、薬物乱用・依存やギャンブルなど「嗜癖」問題は、平成 15 年度まで一般相談の中で取り扱ってきたが、地域精神保健の中でも重要課題の一つとして捉え、平成 16 年度からは嗜癖関連問題全般について、特定相談事業として位置づけている。電話相談で来所相談の希望及び必要性を判断し、面接相談を実施している。

(7) 相談件数（来所）

	男	女	計（延べ）	実数
25 年度相談件数	32	5	37	30
24 年度（参考）	26	8	34	31

(イ) 相談内容

(重複あり)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
アルコール	0	0	5	0	1	0	1	0	7
薬物	0	1	1	1	0	0	0	0	3
ギャンブル	0	3	7	5	3	1	0	0	19
※その他	2	1	1	2	0	1	1	0	8
計	2	5	14	8	4	2	2	0	37

※ その他：強迫性障害疑い、ネット依存、男性依存など。

(ウ) 相談の結果

(重複あり)

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					その他	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他		
件数	22	3	10	0	1	0	1	0	37

8 組織育成

地域精神保健福祉の向上には、精神に障がいを持つ当事者、家族、地域住民などによる組織的な育成が不可欠であるとの観点から、市内で活動する家族会や患者会、社会復帰施設団体などの育成・支援に努めている。

当事者関連	北海道精神障害者回復者クラブ連合会（道回連）	「自分の病気と薬を知る相談会」の開催協力及び助言者の派遣。
	NPO法人札幌連合断酒会	アルコール依存症関連フォーラムの開催協力
家族関連	札幌認知症の人と家族の会	認知症介護相談コーナーにおける相談対応の支援。
	札幌市精神障害者家族連合会	精神療養講座の講師等。
社会復帰施設団体関連	札幌デイケア協議会	年6回の例会、世話人会の開催に関する協力。
その他	社会福祉法人北海道いのちの電話	相談員養成講座の講師、研修会への協力等。

9 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の方の書類審査や、退院・処遇改善請求審査を目的として、精神保健法(当時)の規定により、昭和 62 年に創設された。

札幌市では、大都市特例の施行により平成 8 年度に設置され、平成 14 年度から事務が精神保健福祉センターへ移管された。

(1) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 12 条～15 条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第 2 条

(2) 業務の概要

* 審査会委員 15 名 3 合議体 (1 合議体 5 名)

* 審査会開催回数 年 33 回 (1 か月に 3 回開催)

(3) 定期の報告等の審査件数及び審査結果の内訳

ア 平成 25 年度の審査実績

		医療保護入院者 入院届	医療保護入院者 定期病状報告書	措置入院者 定期病状報告書	計
審査件数		3,740	2,190	21	5,951
審査結果	入院継続	3,740	2,190	21	5,951
	入院形態変更	0	0	0	0
	退院が適当	0	0	0	0

イ 年度別審査件数の推移

	医療保護入院者 入院届	医療保護入院者 定期病状報告書	措置入院者 定期病状報告書	計
19 年度	2,904	1,982	38	4,924
20 年度	2,772	2,030	33	4,835
21 年度	3,024	2,063	29	5,116
22 年度	3,134	2,121	31	5,286
23 年度	3,385	2,136	31	5,552
24 年度	3,896	2,216	30	6,142
25 年度	3,740	2,190	21	5,951

(4) 退院等の請求の審査件数及び審査結果の内訳

区 分		請求件数
受付件数(内、前年度受理分)		25 (2)
	審査前に退院	3
	審査前に取下げ	1
	審査件数	18
	審査未了件数(次年度へ)	3

審査件数(再掲)		18
審査結果	入院継続	17
	入院形態変更	1
	退院が適当	0
	処遇が適当	0
	処遇は不適	0

* 電話相談件数 670 件 (月平均 約 55 件)

* 受付から結果通知までの所要日数 29.1 日

(参考 平成 23 年度 28.4 日、平成 24 年度 30.7 日)

10 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関する事務

札幌こころのセンターでは、法第6条第2項第4号の規定に基づき、札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会を開催し、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の審査判定事務を行っている。

(1) 沿革

本業務は従来、精神保健福祉審議会審査判定部会にて実施されていたものであるが、平成11年の法改正により、平成14年度から精神保健福祉センターへ移管されることとなった。そのため、平成14年以降は、新たに本市の内部機関として、精神保健福祉センターが設置した「札幌市精神障害者通院医療費公費負担等審査判定会」にて、本業務を実施している。また、平成18年には、通院医療費公費負担制度が障害者自立支援法第52条の規定による自立支援医療（精神通院医療）支給認定へと制度変更されたことから、名称が「自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会」に変更された。

(2) 判定会の概要

判定会は、審査判定会員6名から構成され、通常毎月第2、第4、木曜日に開催されている。

(3) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定について

平成23年度判定会 自立支援医療（精神通院医療）						
	合計	認定	却下	一部認定		保留
				高額継続非該当	その他	
合計	25,577	23,810	71	756	5	935

平成24年度判定会 自立支援医療（精神通院医療）						
	合計	認定	却下	一部認定		保留
				高額継続非該当	その他	
合計	16,013	14,926	33	258	6	790

平成25年度判定会 自立支援医療（精神通院医療）						
	合計	認定	却下	一部認定		保留
				高額継続非該当	その他	
合計	25,998	23,937	141	785	27	1,108

※ 平成24年1月の区受付分から、更新申請の診断書については2年に一度省略が可能となったため、偶数年度については判定件数が減少する傾向にある。

(4) 精神障害者保健福祉手帳の判定について

平成 23 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳						
	合 計	1 級	2 級	3 級	非該当	保留
合計	5,567	312	1,827	2,943	82	403

平成 24 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳						
	合 計	1 級	2 級	3 級	非該当	保留
合計	5,839	307	1,846	3,112	112	462

平成 25 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳						
	合 計	1 級	2 級	3 級	非該当	保留
合計	6,764	313	2,018	3,739	135	559

1 1 精神科救急情報センターの運営

平成 16 年 6 月に精神科救急情報センターを設置し、精神科救急医療に関する相談を受け、必要に応じ当番病院や関係機関との調整を行っている。

各区の対応時間外である平日夜間、土曜、日曜及び祝日の対応を担うことで、365 日、24 時間体制を確保している。

(1) 精神科救急情報センターの概要

開設 日：平成 16 年 6 月 1 日

設置目的：精神障がい者、その家族、その他関係者から緊急の精神科医療を必要とすると考えられる事例についての相談を受け付け、適切な処遇へ振り分ける（トリアージする）こと

設置主体：札幌市

位置付け：北海道精神科救急医療体制整備事業 道央(札幌・後志)ブロック

配置職員：精神保健福祉士、臨床心理士、看護師(精神科勤務経験の(相談員)ある者)等、精神保健福祉に精通した者

勤務体制：1 勤務あたり原則 2 名配置

(約 30 名の登録相談員によるシフト制)

稼働時間：平日 17 時 00 分～翌日 9 時 00 分、土日祝日 9 時 00 分～翌日 9 時 00 分

その他：札幌市精神科医会精神科救急医療体制検討委員会の合意に基づき運用。「空床情報システム」として、空ベッド情報を活用。電話相談員のバックアップを北海道精神科診療所協会の有志の精神科医が「待機医」として担当

(2) 精神科救急情報センターの電話相談

ア 年度別相談件数と病院受診件数の推移

年度	20	21	22	23	24	25
総相談 件数	5,102	4,896	4,155	4,101	4,366	4,073
病院受診 件数	650	583	533	558	565	674

相談件数、受診件数（当番病院の診察数）は、昨年度に比べると共に増加しており、病院受診の割合も昨年度より増加(H24 年度 12.9%、H25 年度 16.5%)している。

イ 平成 25 年度月別相談件数と病院受診件数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
総相談 件数	304	335	383	352	338	355	330	350	336	368	280	342	4,073
病院 受診	46	64	56	71	61	49	46	57	60	68	40	56	674

(月平均 相談件数：339 件 病院受診：56 件)

ウ 時間帯別相談件数

時間帯	17:00 ～ 18:59	19:00 ～ 20:59	21:00 ～ 22:59	23:00 ～ 0:59	1:00 ～ 2:59	3:00 ～ 4:59	5:00 ～ 6:59	7:00 ～ 8:59	9:00 ～ 12:59	13:00 ～ 16:59	合計
件数 (件)	665	661	544	447	343	244	152	125	454	438	4,073
割合 (%)	16.3%	16.2%	13.4%	11.0%	8.4%	6.0%	3.7%	3.1%	11.1%	10.8%	100

相談は夜間帯（17:00～22:59）が全体の 4 割以上（45.9%）を占める。また、日中帯（9:00～16:59）は、土日のみの稼働にもかかわらず全体の約 2 割（21.9%）を占める。

エ 曜日別相談件数

曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数(件)	498	477	441	390	478	844	945	4,073
割合(%)	12.2%	11.7%	10.8%	9.6%	11.7%	20.7%	23.2%	100.0%

オ 所要時間別相談件数

相談 時間 (分)	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～59	60～	合計
件数 (件)	1631	954	453	329	228	148	277	53	4,073
割合(%)	40.0%	23.4%	11.1%	8.1%	5.6%	3.6%	6.8%	1.3%	100%

15 分以内で終了した相談件数が全体の 7 割以上（74.6%）を占め、迅速なトリアージが行われたと言える。

カ 相談者別相談件数

相談者	本人	同居 親族	非同居 親族	救急隊	警察	精神科 医療機関
件数 (件)	1,786	737	311	478	192	76
割合 (%)	43.8%	18.1%	7.6%	11.7%	4.7%	1.9%
相談者	その他の 医療機関	保健所 (区など)	その他	不明	合計	
件数 (件)	130	33	254	76	4,073	
割合 (%)	3.2%	0.8%	6.2%	1.9%	100%	

本人・親族からの相談が約 7 割（69.6％）を占めている。

キ 年代別相談件数

年代	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代～	不明	合計
件数 (件)	172	562	775	886	393	305	303	677	4,073
割合 (%)	4.2%	13.8%	19.0%	21.8%	9.6%	7.5%	7.4%	16.6%	100%

ク 相談内容別

相談 内容	自傷	自殺 企図	他害	薬の 副作用	過量 服薬	徘徊	興奮	心氣的 訴え	不安
件数 (件)	46	101	38	36	119	18	333	58	318
割合 (%)	1.1%	2.5%	0.9%	0.9%	2.9%	0.4%	8.2%	1.4%	7.8%
相談 内容	いら いら	不眠	気分の 高揚	抑うつ 感	幻覚	支離 滅裂	奇妙な 言動	摂食 障害	強迫 行為
件数 (件)	171	271	29	177	126	77	165	1	0
割合 (%)	4.2%	6.7%	0.7%	4.3%	3.1%	1.9%	4.1%	0.0%	0.0%

相談内容	酩酊	薬物乱用	身体症状	薬切れ	希死(自殺)念慮	発作	せん妄	精神医療相談	救急相談外
件数(件)	64	12	491	107	154	76	0	391	265
割合(%)	1.6%	0.3%	12.1%	2.6%	3.8%	1.9%	0.0%	9.6%	6.5%
相談内容	問い合わせ	その他	不明	合計					
件数(件)	282	127	20	4,073					
割合(%)	6.9%	3.1%	0.5%	100%					

ケ トリアージ結果

	緊急対象外	助言指導	病院受診(674件)			合計
			当番病院	かかりつけ病院	その他の病院	
件数(件)	2,486	913	628	22	24	4,073
割合(%)	61.0%	22.4%	15.4%	0.5%	0.6%	

「その他の病院」は主にスーパー救急である。スーパー救急は、平成24年3月に整備され、当番病院での受入れが難しい場合に協力を得た。

コ 病院受診結果(内訳)

	外来のみ	任意入院	医療保護入院	緊急措置入院	応急入院	受診せず	その他・不明	合計
件数(件)	319	61	206	4	9	60	15	674
割合(%)	47.3%	9.1%	30.6%	0.6%	1.3%	8.9%	2.2%	100.0%

全体的に軽症者が多く、緊急対象外の相談が全体の約6割(61%)を占めるが、電話相談のみで不安が解消されることにより、不要不急の受診に至らないという効果もあると考えられる。

1 2 自殺総合対策事業

札幌市の自殺死亡者数は、平成 10 年に 416 名と急増し、平成 20 年には過去最多となる 477 名の方が自殺により亡くなっている。札幌市では、平成 21 年度から精神保健福祉センターを自殺対策の主管課とし、主に内閣府の緊急強化基金を活用して事業を開始した。

自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題などさまざまな要因が複雑に関係していることから、精神保健部門だけでなく、行政全体、社会全体で取り組むべき課題となっている。

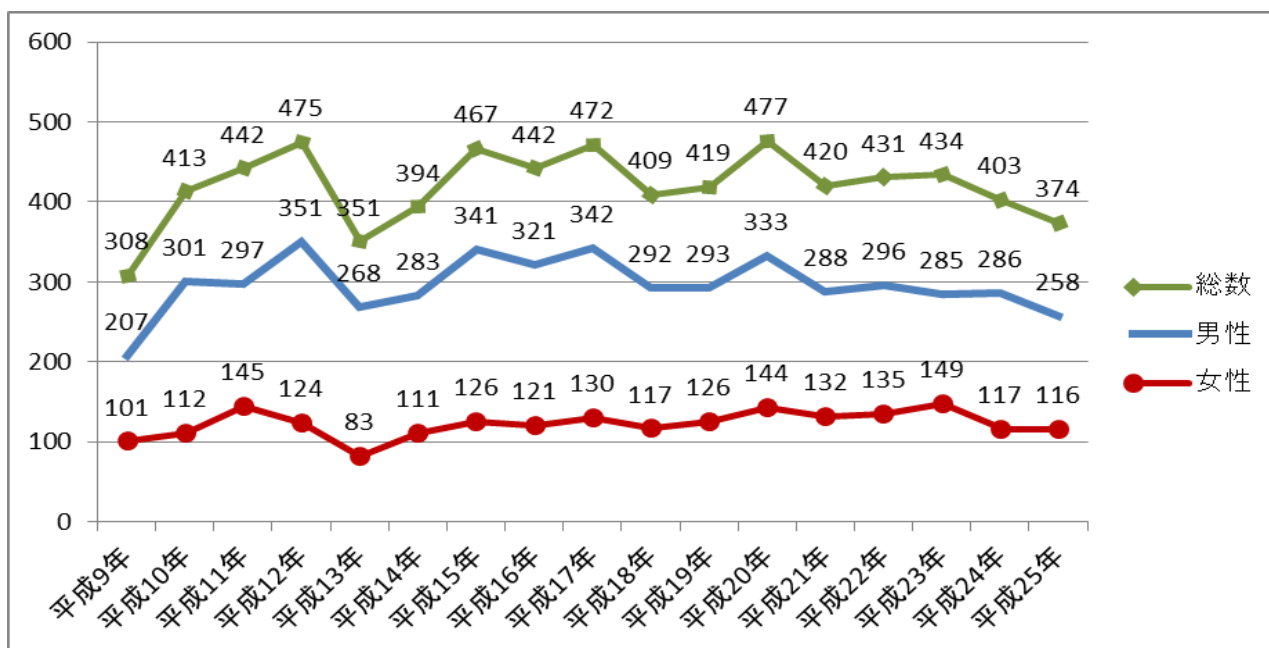
札幌市自殺総合対策推進会議では、平成 22 年 3 月に自殺総合対策行動計画を策定し、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間の基本的施策及び重点取組項目を定めている（※平成 26 年 3 月には、第 2 次となる行動計画を策定した）。本計画に基づき、札幌市では「ひとりでも多くのいのちを救う」ことを目標とし、自殺を考えている人を地域全体で救うことで、安心・安全に暮らすことができる社会の実現を目指している。

下記は、本計画の具体的な取組である、平成 25 年度における札幌市自殺総合対策事業の詳細をまとめたものである。

(1) 札幌市の自殺死亡者数の年次推移

全国の自殺死亡者数は平成 10 年以降、毎年 3 万人前後で推移していたが、平成 24 年以降は 3 万人を下回っている。札幌市の自殺死亡者数は、平成 10 年に初めて 400 人を超えたのち毎年 400 人前後で推移していたが、平成 24 年以降はやや減少傾向が見られる。

札幌市の自殺死亡者数の推移（厚生労働省人口動態統計に基づく）



(2) 札幌市自殺総合対策推進会議

札幌市では、平成 21 年 7 月に、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置している。平成 25 年度は、幹事会・ワーキンググループ及び推進会議を各 3 回実施し、平成 25 年度自殺総合対策事業及び、今後の自殺総合対策の方向性（第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画〔札幌ほっとけない・こころのプラン〕案）について検討している（会議の内容等については、「1 企画立案」を参照）。

(3) 平成 25 年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）一覧

ア 対面型相談支援事業

多重債務やこころの健康に関する相談をワンストップで受け付ける総合相談会を実施し、問題の早期発見、早期対応を行っている。

借金・就職・健康無料相談会～悩んでいるあなたへ～

日時：①平成 25 年 12 月 17 日（火）10 時 00 分～17 時 00 分

②平成 26 年 2 月 20 日（木）10 時 00 分～17 時 00 分

場所：WEST19 4 階 札幌こころのセンター

対象：一般市民

回答者：弁護士、司法書士、ハローワーク職員、札幌こころのセンター職員

相談延べ件数：①11 件 ②16 件

イ 人材養成事業

自殺のハイリスク層に関わる専門職や市民（家族や友人等）に正しい知識や適切な対応について伝えることで自殺対策における人材を養成すること、また多くの市民の自殺予防に対する意識の定着化および適切な対応方法の理解を図ることを目的とした、研修会や講演会を企画し実施している。

(7) 専門職を対象としたゲートキーパー研修

精神疾患を抱える女性へのゲートキーパー研修

日時：平成 25 年 10 月 2 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：黒田 章史氏（黒田クリニック院長）

対象：パーソナリティ障がいの方の支援に携わる支援者

（医療機関スタッフ、相談機関等の相談員、行政機関職員、教育関係者等）

内容：講演「境界性パーソナリティ障害の方への治療と支援

～家族の協力はなぜ不可欠か～」

参加人数：123 人

思春期精神保健研修会（再掲）

日時：平成 25 年 11 月 21 日（木）18 時 00 分～20 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：佐藤 由佳利氏（北海道教育大学学校臨床心理専攻教授）

対象：思春期精神保健に関わる専門職

内容：講演「思春期の自傷と自殺予防」

参加人数：75 人

札幌理容協同組合主催のゲートキーパー研修

日時：平成 25 年 10 月 29 日（火）13 時 00 分～14 時 00 分

場所：札幌理容師会館 3 階大ホール

講師：札幌市精神保健福祉センター相談支援係職員

対象：札幌理容協同組合員

内容：講演「ゲートキーパー研修」

参加人数：71 人

子どもの理解に関わる研修会（札幌市教育センターとの共催事業・再掲）

（第 1 部）

日時：平成 25 年 7 月 1 日（月）9 時 30 分～12 時 15 分

場所：ちえりあ 1 階ホール

講師：①引地 秀美氏（札幌市教育委員会指導担当部長）

②札幌市精神保健福祉センター所長

③斉藤 英昭氏（北海道教育大学教職大学院教授）

対象：全ての市立幼稚園長・校長

内容：講演①「子どものいじめ・自殺予防対策総合プロジェクト事業
について」

②「ゲートキーパーの役割について」

③「子ども理解を深める校内体制づくり」

参加人数：314 人

（第 2 部）

日時：平成 25 年 7 月 1 日（月）13 時 30 分～17 時 00 分

場所：ちえりあ 1 階ホール

講師：①札幌市精神保健福祉センター相談支援係職員

②手代木 理子氏（札幌医科大学非常勤講師、臨床心理士）

③平野 直己氏（北海道教育大学准教授）

対象：全ての市立幼稚園・学校で教育相談・生徒指導等に関わる教諭等、
各幼稚園・学校 1 名ずつ

内容：講演①「ゲートキーパーの理解と役割について」

②「スクールカウンセラーとの連携のポイント」

③「子ども理解につなげる子どもたちとの日常の対応について」

参加人数：319 人

(イ) 一般市民を対象としたゲートキーパー研修

ほっとけない・ゲートキーパー研修会（普及啓発の一環として開催）

日時：平成 26 年 2 月 1 日（土）13 時 30 分～15 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：宮澤 仁朗氏（ときわ病院院長）

対象：一般市民

内容：講演「だいじょうぶ？身近な人の心の危機」

参加人数：101 人

(ウ) 自殺に関する研修会への講師派遣

内容：自殺予防に関するメンタルヘルス研修会講師 11 回

参加者総数：1,137 名

(エ) 庁内の相談窓口職員対象のほっとけないカード研修

4 回実施 参加者総数：367 名

(オ) かかりつけ医うつ病対応力向上研修（北海道・北海道医師会との共催事業）

日時：平成 25 年 8 月 24 日（土）13 時 50 分～18 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：松原 良次氏（札幌花園病院院長）

白坂 知信氏（石橋病院院長）

赤坂 憲氏（札幌医科大学医療人育成センター教育開発研究部門
助教）

田辺 等氏（北海道立精神保健福祉センター所長）

対象：札幌市を含む道内の精神科以外の医師・産業医

内容：講義・演習

参加人数：129 人

(カ) 介護予防センターにおける健康教育（うつ予防）の実態調査

保健福祉局介護保険課の協力により、平成 24 年度に、市内介護予防センター職員に人材養成研修を実施し、高齢者のうつ予防に関する健康教育教材を配布した。平成 25 年度は、その後の取組状況について実態調査を実施した。

ウ 普及啓発事業

各種普及啓発事業を実施し、市民へ自殺予防への知識を普及させるとともに、自殺の問題を身近に感じてもらうことで社会全体の自殺予防に対する意識の定着を図る。

(7) 自殺予防パネル展

対象：一般市民

内容：自殺予防、メンタルヘルスに関するパネルの展示。

パネル貸出事業により、各区でパネル展を実施。

(イ) 地域職場連携事業

ICPTD・札幌市シンポジウム「うつをこえて」

日時：平成 25 年 11 月 2 日（土）13 時 00 分～15 時 00 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：①黒木 宣夫氏（東邦大学精神神経医学講座[佐倉]教授）

②澤田 信也氏（札幌市総務局職員部職員健康管理課職員）

③井関 渉氏

（大通公園メンタルクリニック リワークオフィス担当）

パネルディスカッション 座長

：鎌田隼輔氏（札幌市児童心療センター 児童心療担当部長）

内容：テーマ「働く人のうつ」

①「働く人のうつ、うつからの回復」

②「札幌市職員におけるうつと復職」

③「当事者からリワーク支援へ」

参加人数：125 人

市民フォーラム「お酒と健康を考える市民フォーラム」

日時：平成 26 年 1 月 25 日（土）13 時 00 分～16 時 30 分

場所：WEST19 5 階講堂

講師：白坂 知信氏（石橋病院院長）

NPO 法人札幌連合断酒会会員 2 名

対象：一般市民

内容：体験発表

講演「働き盛りのアルコール依存症

～あなたは助けを求められますか？～」

＊講演終了後、断酒会会員による相談会を実施

参加人数：103 名

(ウ)「わたしは、ほっとけない。」キャンペーン事業

ほっとけない・こころの健康づくり講演会

日時：平成 26 年 3 月 7 日（金）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：札幌エルプラザ

講師：栗城 史多氏（登山家）

対象：一般市民

内容：報告「札幌市における自殺の概要（札幌市による報告）」

講演「ほっとけない・こころの健康づくり講演会

いのちの大切さ。生きることの素晴らしさ」

参加人数：252 人

わたしは、ほっとけない・キャンペーン in チ・カ・ホ

日時：平成 26 年 3 月 1 日（土）

対象：一般市民

内容：札幌駅前通地下歩行空間（チカホ）にて、自殺予防に対する意識を高め、ゲートキーパーの役割を理解することを目的にアンケート調査および普及啓発品の配布、パネル展、付属モニターを用いた啓発CMの上映等を実施。

参加人数：啓発品配布 2,300 人

アンケート回答 581 人

市関連施設、アライアンス企業においてポスターやトイレステッカーを掲出

対象：一般市民

内容：協力を得られた企業・団体にポスターやトイレステッカーを掲出。

交通広告を活用した普及啓発

日時：平成 26 年 2 月 17 日（月）～2 月 23 日（日）

対象：一般市民

内容：地下鉄車両に中吊り広告を掲示し、自殺予防メッセージや事業広報を実施。

地下鉄駅構内へのポスター掲出

日時：平成 25 年 8 月 22 日（木）～9 月 8 日（日）

平成 26 年 2 月 28 日（金）～3 月 24 日（日）

対象：一般市民

内容：地下鉄駅構内掲示板に、自殺予防に関する相談先やメッセージ、事業広報などを掲載したポスターを掲出。

(イ) メディアを通じた普及啓発の実施

ラジオを活用した若年向け普及啓発の実施

対象：一般市民

内容：FMラジオ局（AIR-G'、FMノースウェーブ）での普及啓発

① 番組内オリジナルコーナー

平成26年2～3月 毎週月曜日 5～10分程度 計9回

② ラジオ40秒CMスポット

計50回

STV「さっぽろ散歩」にて自殺対策について放送

日時：平成26年3月1日（土）

対象：一般市民

内容：札幌市の自殺の現状や対策等について紹介。

(オ) ほっとけないカード、クリアファイルの増刷・配布

対象：一般市民

内容：ほっとけないカード、CHUPUKA クリアファイルを増刷し、各事業において配布した。

エ 強化モデル事業

(7) 地域密着型自殺対策事業

各区保健福祉部が実施主体として、区の特性に合わせた普及啓発や教育研修等の事業を行っている。

区	内 容	参加延人数
中 央	1 「けんこうフェスタ 2013in ちゅうおう」における自殺対策事業 （講演会）「人生の壁を乗り越える、人との出会いと救いの言葉」 日 時：平成25年10月5日（土） 場 所：中央区民センター 講 師：岩本 勉氏（野球解説者） 対 象 者：中央区民、隣接区民 ＊「こころの健康づくり」コーナーでのパネル展、パンフレット配架 ＊介護予防、障がいコーナーと共同でスタンプラリーを実施し、 CHUPUKA イラスト入りボールペン、クリアファイルを進呈	433 名

北	1 北区こころの健康づくり事業「北区障がい者支援関係者研修会」 テーマ：「自傷行為・過量服薬をくり返す患者への対応」 ＊自立支援協議会とタイアップし開催。 日 時：平成 25 年 12 月 10 日（火） 場 所：北区民センター 区民ホール 講 師：新田 活子氏（木の花メンタルクリニック院長） 対 象 者：障がい者支援関係従事者（札幌市自立支援協議会北区地域部会の会員とその関係者） 共同実施：札幌市自立支援協議会 ＊メンタルヘルス関連のパンフレット、啓発品（クリアファイル）を参加者に配布。	73 名
	2 北区こころの健康づくり事業「パネル展」 日 時：平成 25 年 12 月 16 日（月）～平成 25 年 12 月 20 日（金） 場 所：北区民センター 1 階ロビー ＊パンフレット、啓発品（クリアファイル）を配架。	100 名
	3 北区こころの健康づくり事業「北区役所保健福祉関係職員研修会」 日 時：平成 26 年 2 月 21 日（金） 場 所：北区役所第 1 会議室 対 象 者：北区保健福祉部職員 ＊地域イベント（ほくほくフェスタ）や、区内の各包括支援センター及び介護予防センターから地域での保健福祉関係のイベント時等に啓発品（クリアファイル）を配布	41 名
東	1 地域密着型自殺対策事業における北海道医療ソーシャルワーカー協会との共同による講演会 テ ィ マ：「地域で孤立する方と、私たちはどう向き合いどう繋がるか」 日 時：平成 26 年 1 月 29 日（水） 場 所：東区民センター大ホール 講 師：田村 修氏（勤医協中央病院精神科・リエゾン科科長） 対 象 者：主に東区で勤務する高齢者福祉・医療・障がい福祉分野の専門職 共同実施：ウェルフェアカフェ in 東区を運営する、北海道医療ソーシャルワーカー協会、東区各地域包括支援センター	90 名

	2 東区・東区地域部会共同イベント「ふくしまルシェ」における講演会 テーマ：「生きる力を高めるために～メンタルヘルスと腸の関係」 日時：①講演会 平成 26 年 3 月 21 日(金) ②パネル展 平成 26 年 3 月 18 日(火)～21 日(金) 場所：①講演会 東区民センター大ホール ②パネル展 東区民センターロビー 講師：メンタルヘルス・カウンセラー 根本 和雄氏 対象者：東区在住の一般区民 共同実施：東区地域部会 *講演会参加者にバスソルト（CHUPUKA のイラストの入った相談先チラシを封入など）を配布	338 名
白石	1 平成 25 年度 白石区すこやかファミリーフェスタにおける自殺対策事業 テーマ：自殺予防対策およびこころの健康づくりの普及啓発 日時：平成 25 年 10 月 29 日(火) 場所：白石区民センター 対象者：白石区民 *啓発品（CHUPUKA ボールペン）を作成、配布 2 平成 25 年度 ウェルフェアカフェにおけるメンタルヘルス研修会 テーマ：自殺、孤立死を防ぐために～地域社会ができること～ 日時：平成 25 年 11 月 7 日(木) 場所：白石区民センター 講師：奥田 龍人氏（NPO 法人シーズネット副理事長） 対象者：白石区内で相談支援業務等に従事する者 *啓発品（CHUPUKA ボールペン）を作成、配布	1,575 名 69 名
厚別	1 こころの健康特別講座／厚別区自殺対策事業 テーマ：こころのサインっ見逃さないで ～みんなで支えるこころの病・ 精神科医からのメッセージ～ 日時：平成 26 年 2 月 19 日(水) 場所：厚別区民センター 2 階 区民ホール 講師：伊東 かほり氏（新さっぽろメンタルクリニック院長） 対象者：厚別区民、札幌市民	102 名

	*普及啓発品（ボールペン等）を作成し、参加者に提供 *パンフレット数種を参加者に提供	
豊平	1 自殺予防ゲートキーパー養成研修会 テーマ：自死遺族支援の経験から見た自殺対策 日時：平成 25 年 11 月 26 日（火） 場所：豊平区役所講堂 講師：吉野 淳一氏（札幌医科大学保健医療学部看護学科教授） 対象者：区内の民生委員、障がい福祉事業者、介護事業者、医療機関、他 *啓発品（メモ帳、クリアホルダー、団扇）の作成と配布	68 名
清田	1 自殺予防人材養成研修会（ゲートキーパー養成研修会） テーマ：こころの SOS を“ほっとけない” ～いのちの電話の取り組みから～ 日時：平成 25 年 7 月 10 日（水） 場所：清田区役所 2 階 保健センター講堂 講師：南 槇子氏（社会福祉法人北海道いのちの電話理事長） 対象者：清田区内の各介護保険事業者、各医療機関、各障がい福祉サービス事業者等の職員 共同実施：清田区地域精神保健福祉連絡協議会 清田区在宅ケア連絡会 *自殺予防啓発、いのちの電話に関するパンフレットを配布 2 平成 25 年度 清田区健康&介護予防フェアにおける自殺対策事業 テーマ：こころの健康づくりパネル展 日時：平成 25 年 9 月 18 日（水） 場所：清田区役所 2 階 保健センター待合室 *きよっちと CHUPUKA の啓発品（メモ帳、ボールペン）を作成し、パンフレットとともに配布 3 自殺予防人材養成研修会（ゲートキーパー養成研修会） テーマ：高齢者の精神疾患について ～精神保健福祉士の相談場面を通して～ 日時：平成 25 年 11 月 20 日（水） 場所：清田区役所 1 階 保健福祉部会議室 対象者：区内の地域包括支援センター、介護予防センター、老人	94 名 750 名 21 名

	福祉センター、社会福祉協議会の職員、区保健師 * 区・地域包括支援センター・介護予防センター連絡会議において実施 * 啓発品（メモ帳、ボールペン）を配布 4 2013 年度 介護予防講演会 テ ー マ：三浦家のいきいき長生き健康法について～息子・豪太氏に 聴こう！三浦雄一郎氏が実践している運動や食事法～ 日 時：平成 26 年 1 月 11 日（土） 場 所：清田区民センター 1 階区民ホール * 高齢者のうつ予防に関するパンフレットと、啓発品（ボールペン） を配布	240 名
南	1 平成 25 年度 南区健康まつりにおける自殺防止啓発事業 日 時：平成 25 年 9 月 26 日（木） 場 所：南区民センター 2 階 区民ホール 対 象 者：健康まつりに来場した区民等 2 平成 25 年度 南区地域精神保健福祉連絡会（地域密着型自殺対策 事業研修会） テ ー マ：アルコール依存症になる前にできることを探して ～事例を通して発見！依存症アプローチ～ 日 時：平成 25 年 12 月 12 日（木） 場 所：南区民センター 2 階 視聴覚室 A・B 講 師：山家 研司氏（旭山病院院長） 対 象 者：南区地域精神保健福祉連絡会関係職員、保健福祉部職員 3 平成 25 年度 南区地域密着型自殺対策事業における講演会 テ ー マ：まだ大丈夫？飲みすぎかも？ ～お酒と上手につき合っていきませんか～ 日 時：平成 26 年 3 月 13 日（木） 場 所：南区民センター 2 階 区民ホール 講 師：山家 研司氏（旭山病院院長） 対 象 者：南区内の保健福祉関係、医療関係職員等、その他関心のある区民 4 平成 25 年度 南区地域密着型自殺対策事業（啓発） * 上記イベントや研修会参加者に、パンフレット、啓発品（クリアフ ァイル、ボールペン、シャープペン）を配布	300 名 35 名 30 名

西	1 心の健康づくり講演会 テーマ：誕生学～自分を好きと言える子に～ 日時：平成 26 年 2 月 5 日(水) 場所：西区民センター 3 階ホール 講師：菊池 咲十子氏（公益社団法人誕生学協会 誕生学アドバイザー） 対象者：西区在住の方	38 名
手 稲	1 ゲートキーパー養成研修 日時：①平成 25 年 6 月 20 日(木) ②平成 25 年 10 月 19 日(土) 場所：①稲穂金山まちづくりセンター ②新発寒まちづくりセンター 対象者：各地区民生委員 *啓発品（ポケットティッシュ、リーフレット、入浴剤）を配布 2 えがお😊ていね～笑顔っていいね～ こころの健康づくりパネル展 at あいくる テーマ：こころの健康づくりや自殺予防 日時：平成 25 年 12 月 6 日(金)～11 日(水) 場所：JR 手稲駅自由通路「あいくる」 対象者：一般区民 *啓発品（ポケットティッシュ、リーフレット、入浴剤）を配布 3 えがお😊ていね～笑顔っていいね～ こころの健康づくりパネル展 at 区民ロビー テーマ：こころの健康づくりや自殺予防 日時：平成 26 年 3 月 10 日(月)～14 日(金) 場所：手稲区民ロビー 対象者：一般区民 *啓発品（ポケットティッシュ、リーフレット、入浴剤）、を配布 *各種パンフレット、啓発ポスター、チラシ作成	①20 名 ②25 名 500 名

(イ) 自死遺族サポート事業

自死遺族支援研修会

日時：平成 25 年 10 月 18 日（金）18：30～20：30

場所：ちえりあ 6 階講堂

講師：高橋 祥友氏

（筑波大学医学医療系臨床医学域災害精神支援学講座教授）

対象：自死遺族と関わる可能性のある支援者（医療機関スタッフ、相談機関等の支援者、教育関係者、行政職員等）やグリーフケアに取り組んでいる医療機関等

内容：講演「自殺のポストベンション：レジリエンスに焦点を当てて」

参加人数：64 人

(ウ) 自殺未遂者対策事業

自殺未遂者対策研修会「自殺未遂者への対応―医療機関での取り組み―」

日時：平成 25 年 11 月 23 日（土・祝）13：00～15：00

場所：WEST 19 5 階講堂

講師：勝又 陽太郎氏（新潟県立大学講師）

対象：一般市民

内容：「自傷行為を繰り返す人への理解と対応」

参加人数：203 人

(4) 札幌市いのちの大使 CHUPUKA（チュプカ）

札幌こころのセンターでは、自殺予防の PR 活動（ポスター・パンフレット・クリアファイル等）で、この「太陽のクマ」のキャラクターを使用している。名前の由来は、アイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、「輪」を意味する「カリプ」を組み合わせたものである。

太陽の命の輪をかぶり、命の大切さとともに、「きづく」「つなぐ」「みまもる」気持ちを広めている。



Ⅲ 關係條例・規則等

1 札幌市精神保健福祉センター条例

平成 9 年 3 月 28 日
条例第 10 号

(設置)

第 1 条 本市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西 19 丁目

(使用料及び手数料)

第 2 条 センターにおける診療その他の業務(以下「診療等」という。)については、使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者については、同法の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。)により算定した額)とする。ただし、算定方法及び算定基準に定めのないものについては、市長が定める。

(使用料等の納入時期)

第 3 条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第 4 条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年条例第 27 号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成 18 年条例第 23 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 札幌市精神保健福祉センター条例施行規則

平成 9 年 3 月 28 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市精神保健福祉センター条例(平成 9 年条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める使用料等)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により市長が定める使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免の手続)

第 3 条 条例第 4 条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 7 号)省略

附 則(平成 17 年規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に請求される文書に係る文書料について適用し、同日前に請求された文書に係る文書料については、なお従前の例による。

別表

種別		料金	摘要
文書料	文書(A)	1 枚につき 800 円	医療費領収金額の証明書その他これに類する簡単な内容のもの
	文書(B)	1 枚につき 1,500 円	病名、治療期間程度の記載にとどまる診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(C)	1 枚につき 3,000 円	死亡診断書、身体障害者診断書、意見書、病状経過の記載を要する診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(D)	1 枚につき 4,000 円	各種保険、年金等の請求に係る診断書、証明書その他これらに類する複雑な内容のもの

別記様式

精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長

住所

氏名

次のとおり精神保健福祉センターの使用料(手数料)を減額(免除)願います。

減額(免除) 申請する事 項	
減額(免除) 申請する理 由	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

3 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 「札幌市思春期精神保健ネットワーク会議」(以下、「思春期ネットワーク会議」という。)は、地域における思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が、相互に情報交換、認識の共有化、役割機能の確認、専門知識の習得、対応技術の向上に努め、連携を強化し、思春期精神保健福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 思春期ネットワーク会議は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)、教育委員会、教育センター、児童相談所、子どもアシストセンター、警察、保護観察所、医療機関等の機関で構成する。

(会議)

第3条 思春期ネットワーク会議は、構成機関の代表者(管理職)を委員とする総会と、実務担当者を委員とするワーキング会議とする。

(事業内容)

第4条 思春期ネットワーク会議では、目的を達成させるために次の事項を実施する。

- (1) 関係機関との情報交換
- (2) 共通課題についての検討
- (3) 複雑困難ケースの処遇についての検討
- (4) 研修会
- (5) 思春期精神保健福祉対策事業に関する協議

(議長)

第5条 思春期ネットワーク会議に議長を置く。

議長は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)所長とする。

(事務局)

第6条 思春期ネットワーク会議の事務局は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)に置く。

附則

この要綱は、平成15年(2003年)12月4日から施行する。

平成16年(2004年)5月6日 改正

4 札幌市心の健康相談事業実施要綱

平成23年9月26日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」(障第二五号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に基づき、札幌市心の健康相談事業の実施に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この事業は、札幌市が行っている精神保健福祉に関する相談事業のうち特に、札幌市が「医師(精神科)」を任用しこれを実施者として、精神障がい者やその家族からの精神保健福祉に関する相談及び区保健福祉部に対する技術指導を行い、もって精神障がい者及び市民の精神保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業の名称は「心の健康相談事業」(以下「事業」という。)とする。

(事業の実施主体)

第4条 この事業の実施主体は札幌市とし、札幌市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)がこれを行う。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 精神科受診が容易でなく、精神疾患がある者、若しくはその疑いのある本人、その配偶者、親、子、兄弟及びその他の親族
- (2) 各区の精神保健福祉業務に携わる職員
- (3) 事業の利用について本人又は家族の了解を得た関係機関等職員
- (4) その他、各区精神保健福祉相談員(以下「相談員」という。)が事業の利用の必要性を認めた者

(実施者)

第6条 事業にかかる相談及び技術指導は、精神科の臨床経験を要するほか、精神保健福祉に関する学識を有していることなど高い専門性を必要とすることから、センターが第1種非常勤職員として「医師(精神科)」を任用し、これを実施者とする。

2 この事業の実施者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 医師免許を有していること
- (2) 精神科の臨床経験を有していること
- (3) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する学識経験を有していること

(実施者の勤務条件)

第7条 この事業の実施者の勤務形態は、月2回、1回2時間程度とする。

2 この事業の実施者の報酬は、日額22,440円とする。

(実施内容)

第8条 この事業の実施者は、各区において相談及び技術指導に当たる。

2 実施内容は、次の各号に当たるものとする。

- (1) 精神科受診の必要性についての相談
- (2) 相談処遇等に関する精神保健の観点からの相談
- (3) 精神疾患を疑う問題行動等に関する相談
- (4) その他、精神相談員が事業の利用の必要性を認めたもの

3 実施者は、必要に応じ医療機関への診療情報提供書(様式1)を作成する。

4 相談員は、この事業が円滑に行われるよう、実施者の職務を補助する役割を担う。

(実施の方法)

第9条 この事業について利用を希望するもの(以下「利用者」という。)は、相談員に対して利用の申込みを行うものとする。

2 相談員は、利用者が実施者との面接を行う前に、利用者よりその内容を聴取し、その内容について相談記録用紙(様式2)に記録する。相談員が聴取する内容については、以下の各号を目安とする。

- (1) 主訴
- (2) 既往歴
- (3) 生活歴
- (4) 経過・相談内容

3 相談員は実施者に対し、事前に予約の状況及び事前に聴取した内容について報告する。

(記録)

第10条 実施者は事業の実施後、その内容について相談記録(様式3)を作成する。また、相談員は必要に応じ、実施者に代わり記録を行うことができるものとする。

2 相談記録の保存年限は5年間とし、厳重に管理する。

(報告)

第11条 相談員は、相談記録が作成された後、速やかに所属長まで報告、回覧を行う。

2 緊急性が高いと判断されるものについては、口頭で速やかに報告を行う。

(統計調査)

第12条 センターは、この事業の実態について把握するため、相談内容についての統計調査を実施する。

2 統計調査の内容については、相談員が心の健康相談統計調査様式(様式4)に入力し、各年度の3月、6月、9月、12月ごとにそれぞれセンターに提出する。

3 センターは、各年度ごとに集計を行う。

(その他)

第13条 センター及び実施者は、事業の実施に当たり、札幌市その他関係機関及び関係団体と密接な連携を保ち、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月26日から施行する。

5 心の健康づくり電話相談事業実施要綱

平成 23 年 3 月 11 日
保 健 福 祉 局 長 決 裁

(目的)

第 1 条 心の健康づくり電話相談（以下、「電話相談」という。）は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関を紹介するなどにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(実施場所)

第 3 条 電話相談の実施場所は、札幌市精神保健福祉センター内とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を習得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 5 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで開設するものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日は休日とする。

(秘密の保持)

第 6 条 電話相談に係る事務に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

6 電話相談強化事業実施要綱

平成 23 年 2 月 22 日
精神医療担当部長決裁

(目 的)

第 1 条 電話相談強化事業は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関の紹介等を行うことにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて保健福祉局精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 3 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午後 5 時から午後 9 時まで並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の午前 10 時から午後 4 時まで開設するものとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までの日は休日とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を修得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(責任者の配置)

第 5 条 受託者は、電話相談に従事する者の中から相談責任者を定め、当該相談責任者が精神保健福祉センターとの連絡調整に当たるものとする。

(危機管理体制)

第 6 条 相談電話の内容が自殺未遂等により救急対応を要する場合には、受託者は医学的判断を行える専門家と即時に連携できる体制を構築すること。

(実施状況報告)

第 7 条 電話相談に従事する者は、受理した電話相談内容について、別に定める様式により相談記録票を作成すること。また、受託者は毎月 5 日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、別に定める様式により相談記録集計票及び相談記録票を精神保健福祉センターへ提出すること。

(秘密の保持)

第 8 条 電話相談に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めのない事項は、保健福祉局精神医療担当部長が別に定めるもの

とする。

附 則

この要綱は、平成２３年２月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年２月２５日から施行する。

7 札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領

平成 12 年 4 月 1 日
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 精神保健及び精神保健福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条の 4 の規定に基づく退院等の請求（以下「当該請求」という。）に関しては、法令等の定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(退院等の請求の受付)

第 2 条 退院等の請求者は、法第 38 条の 4 に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で弁護士を代理人に選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

2 当該請求の方法は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。

3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。

(関係者への通知)

第 3 条 市長は、速やかに当該請求を受付した旨を請求者、当該患者、保護者等及び病院管理者に対し、退院等の請求の受付について（様式 1）又は口頭により連絡するものとする。ただし、保護者等にあつては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。

(事前資料の準備)

第 4 条 市長は、当該患者に関する資料として、次の各号に掲げる請求受理の直近 1 年以内の書類を準備するものとする。

- (1) 法第 27 条に基づく措置入院時の診断書
- (2) 法第 33 条第 7 項に基づく届出
- (3) 法第 38 条の 2 に基づく定期の報告
- (4) 法第 38 条の 4 に基づく当該請求に関する資料
- (5) 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

2 市長は、法第 22 条の 3 の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定、法第 33 条第 1 項の同意及び同条第 7 項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、退院等の請求に関する整理票（様式 2）により、整理するものとする。

3 同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、

事前に充分整理しておくものとする。

（審査の依頼）

第5条 市長は、札幌市精神医療審査会に審査を依頼するときは、札幌市精神医療審査会長に対し、退院等の請求に関する審査について（依頼）（様式3）に、前条に規定する資料等を添えて行うものとする。

2 処遇改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は法第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準、その他の患者の人権に直接係る処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条第1項を省略し、直ちに審査依頼することができる。

（意見陳述の機会等の告知について）

第6条 市長は、意見聴取を受ける者に対して、委員から依頼がある場合は委員に代わって、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせることとする。また、精神科病院に入院中の患者が退院請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせることとする。

（市長の請求者等に対する結果通知）

第7条 市長は請求者、当該患者、保護者等及び病院管理者に対して、速やかに、審査の結果（請求者に対しては理由の趣旨を付す。）及び、これに基づき採った措置を、結果通知書（様式4-1）により通知するものとする。ただし、退院、他の入院形態の移行又は、処遇改善が必要と判断された場合には、病院管理者に対し、退院・処遇改善命令（様式5）により必要な措置を採ることを命ずるものとする。

2 請求者である当該患者から意見陳述の希望があった場合で、面接による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合は、結果通知書（様式4-2）により通知するものとする。

3 市長は原則として1か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

（退院等の請求の取り下げ）

第8条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、市長はこれを札幌市精神医療審査会に報告し、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

（電話相談の取扱）

第9条 市長は、精神病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に電話相談記録票（様式6）により報告するものとする。

（実地指導との連携）

第10条 市長は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適

切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への退院等の請求手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意志を明確に述べるものについては口頭による請求として受理するものとする。

(標準処理期間)

第 11 条 市長は、請求を受付してから原則として 1 か月、やむを得ない事情がある場合においても 3 か月程度の期間内に請求者等に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

附則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から運用する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日一部改正

この要領は、平成 23 年 5 月 18 日一部改正

8 札幌市精神医療審査会運営規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく札幌市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営については、法令等に定めるもののほか、この規則に定めるところによるものとする。

第2章 合議体

(合議体の構成)

第2条 審査会は3つの合議体を設け、構成する委員を定める。

2 審査会の合議体を構成する委員を定めるにあたっては、委員の出席に支障がある場合に合議体を構成する予備的な委員を、あらかじめ他の合議体の委員（合議体を構成しない委員を含む。）のうちから定めておくものとする。

(合議体の所掌)

第3条 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。

2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

3 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(定足数)

第4条 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験のある者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する委員のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ1人の出席により議事を開き、議決することができる。

(合議体の議長)

第5条 委員長の出席に支障がある場合は、あらかじめ委員長の指名した順位による委員が議長をつとめる。

(議決)

第6条 合議体の議事は出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、次の会議において引き続き審査を行うか、又は、他の合議体において審査するかいずれかの方法によるものとし、合議体の議長がこれを決するものとする。

(関係者の排除)

第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わる
ことができない。

- (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している
精神科病院の管理者（以下「病院管理者」という。）又は当該精神科病院に勤務（非
常勤を含む。）している者であるとき。
- (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医
（以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合
においては、当該入院に係る診察を行った指定医）であるとき。
- (3) 委員が、当該患者の保護者等であるとき。
保護者等とは、次の者をいう。
ア 法第33条第1項の同意を行った保護者
イ 法第33条第2項の同意を行った扶養義務者
ウ 法第34条の同意を行った保護者又は扶養義務者
- (4) 委員が、当該患者の配偶者又は三親等内の親族であるとき。
- (5) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (6) 委員が、当該患者又はその保護者等の代理人であるとき。

2 議事に加わることをできない委員であるかどうかの確認については、次によるもの
とする。

- (1) 前項第1号及び第2号については、病院管理者又は精神保健指定医である委員に
ついて、あらかじめ所属先の（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し
出てもらい、確認するものとする。
- (2) 前項第3号から第6号については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出
等により確認するものとする。

3 委員は、第1項の各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には
それを理由に議事に加わらないことができる。

4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に
可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこ
ととする。

（審査の非公開）

第8条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障
害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第3章 退院等の請求

（審査の所管）

第9条 審査会長は、依頼のあった退院等の請求の審査を原則として直近に開催される
合議体に行わせるものとする。

（合議体が行う審査のための事前手続き）

第10条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38
条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院

している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聞かなければならない。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先立って行うものとする。
- 3 意見聴取を行う委員は2名以上、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。なお、意見聴取を行う委員については、あらかじめ定めておくことができる。
- 4 意見聴取は、面接の上、当該請求に関して行うことを原則とする。
- 5 合議体は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であっても以下の関係者の意見を聞くことができる。
 - (1) 当該患者
 - (2) 当該患者の保護者等
- 6 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
- 7 請求者が当該患者の保護者等の場合であって、遠隔地に居住しているなどやむを得ない事情がある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。
- 8 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ「退院等の請求に関する意見書（様式1）」を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めているものとする。
- 9 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 10 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

（合議体の審査時における関係者からの意見聴取等）

第11条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の保護者等

また、3号及び4号に掲げる者に対しては報告を求めることができる。

- 2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を

命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

- 3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第10条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(合議体での審査に関するその他の事項)

- 第12条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6に基づく報告聴取等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同様とする。

- 2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であつて弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(市長への審査結果の通知)

- 第13条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「退院等の請求に関する審査結果について(様式2)」により、通知するものとする。なお、別途、審査会結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇の改善の請求の場合は、市長に対して参考意見を述べることができる。

(その他退院等の請求の審査に関して必要な事項)

- 第14条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求の取り下げの申し出が書面又は口頭により市長になされ、又は当該患者が病院から退院し、市長から審査会に報告があつたときは、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ又は当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他の患者の人権に直接関わる処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条までの手続きのうち、第9条、第10条及び第11条を省略し、直ちに審査を行うことができる。

- 3 退院の請求がなされた場合においても、合議体の審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の保護者と協議することができる。

(電話相談の取扱)

第 15 条 合議体は、市長から報告を受けた電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

第 4 章 定期の報告等の審査

(合議体での審査等)

第 16 条 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付し、検討を依頼することができる。

2 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。

3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(意見の聴取等)

第 17 条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

(1) 当該患者

(2) 病院管理者又は代理人

(3) 当該患者の主治医等

2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。

(1) 病院管理者又はその代理人

(2) 当該患者の主治医等

(3) その他の関係者

(合議体での審査に関するその他の事項)

第 18 条 入院時の届け出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

2 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し法第 38 条の 6 の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実施審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(審査結果の市長への通知)

第 19 条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

(1) 現在の入院形態での入院が適当と認められる。

(2) 他の入院形態への移行が適当と認められる。

- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる。
- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当である。
- (5) 入院の継続は適当でない。
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でない。

なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(実地指導との連携)

第 20 条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

2 審査会が実地指導に同行を求める指定医である委員は、1 精神科病院につき 3 名以内とする。

第 5 章 補則

(資料及び記録の保存)

第 21 条 審査の資料及び議事録の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審査会長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 17 年 11 月 4 日から施行する。
- 5 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

9 札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱

(趣旨)

〔平成8年3月12日
衛生局長決裁〕

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号。以下「法」という。）の規定に基づく精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）の管理者（以下「病院管理者」という。）が提出する措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の入院届（以下「報告書等」という。）に係る報告書料の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(支払の対象)

第2条 支払い対象とする報告書等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第38条の2第1項の規定により病院管理者が提出する措置入院者の定期病状報告書のうち厚生労働省令（以下「省令」という。）で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (2) 法第38条の2第2項の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の定期病状報告書のうち省令で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (3) 法第33条第7項（同条第1項の規定による措置に係るものに限る。）の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の入院届のうち法で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。

(報告書料)

第3条 報告書料の支払額は、報告書等1件につき、2,250円とする。

(確定の通知)

第4条 障がい保健福祉部長は、札幌市精神医療審査会において審査終了した件数のうち法及び省令で規定されている期間内に受理した件数を四半期ごとに集計し、各病院管理者に通知するものとする。

(支払の方法)

第5条 障がい保健福祉部長は、前条の通知に基づき各病院管理者から提出された請求書等により、支払を行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附則

- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

10 札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会 開催要領

第1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項第 4 号の規定に基づき精神保健福祉センターにて行う札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会（以下「審査判定会」という。）の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査判定会の職務

障害者自立支援法第 52 条第 1 項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）及び法第 45 条第 1 項の申請に対する決定に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。すなわち、自立支援医療（精神通院医療）支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付の申請に関する審査判定事務を行う。

第3 会長

- 1 審査判定会に会長 1 名を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 会長は、審査判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第4 会議

- 1 審査判定会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審査判定会の議長となる。
- 3 審査判定会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会を開くことができない。
- 4 審査判定会の議事は、出席した審査判定会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5 予備的審査判定会員

- 1 審査判定会に予備的審査判定会員を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 予備的審査判定会員は、審査判定会員が事故等により、審査判定会の構成員の半数以上が出席できないときに、審査判定会員の職務を行う。

第6 庶務

事務局を札幌市精神保健福祉センターに置き、審査判定会の庶務を行う。

1 1 札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱

平成 16 年 4 月 22 日
保健福祉局長 決裁
改正 平成 21 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、早急な医療を必要とする精神障がい者等のための精神科医療体制を確保し、精神科医療の一層の向上に資するため、北海道において実施される精神科救急医療体制に係る事業のうち、札幌市市域内等の事業（以下「精神科救急医療体制」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日をいう。
- (2) 夜間 夕方 5 時から翌日午前 9 時までの間をいう。
- (3) 昼間 午前 9 時から夕方 5 時までの間をいう。

(対象者)

第 3 条 精神科救急医療体制は、本市の区域内等において、幻覚妄想状態、せん妄、急性錯乱状態、著しい興奮状態、切迫した自殺企図、薬物による精神障がい、アルコール性精神障がい（酩酊状態を除く。）その他合併症などの状態にあるなど、早急に精神科医療を必要とする者（以下「対象者」という。）を対象とする。

(精神科救急情報センター)

第 4 条 休日・夜間における精神科救急医療体制事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整に当たる窓口として、札幌市精神保健福祉センター所管のもと、札幌市精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）を設置し運営するとともに、平日昼間の区保健福祉課業務等と連携を図る。

- 2 情報センターに係る業務について、適切な業務遂行が可能な事業者に委託することができるものとする。
- 3 第 1 項に定める情報センターの運営は、別に定める運営要領による。

(精神科救急医療施設)

第 5 条 北海道が実施する精神科救急医療体制のうち、札幌市市域内に係る精神科救急医療体制において輪番により、休日・夜間における対象者の受入を担う医療機関を精神科救急医療施設（以下「当番病院」という。）として指定する。

- 2 前項に定める当番病院は、休日・夜間において対象者を受け入れる中心的な役割を担う医療

施設として位置付けるものとする。

なお、当番病院の事業内容は、北海道が規定する「道央（札幌・後志）ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱」の事業内容のとおりとする。

（精神科救急医療の提供）

第6条 当番病院は、本要綱の規定に基づき情報センターが精神科救急医療を必要と認めた場合に、対象者を受け入れ、精神科救急医療を提供する。

2 情報センターは、対象者にかかりつけの医療機関があることが明らかなときは、かかりつけの医療機関による診療及び協力を基本とした対応を心がけるものとする。

（医療機関の連携）

第7条 当番病院は、救急医療を終えた対象者の医療の継続について、必要に応じてかかりつけ医療機関などと連携して対応する等、常に適切な精神科救急医療が提供できるよう努めるものとする。

（搬送）

第8条 この精神科救急医療体制により、精神科救急医療を受けようとする対象者を当番病院まで搬送する必要があるときは、消防機関・警察機関等の協力が得られる場合を除き、対象者の保護者や家族等により搬送することを基本とする。

2 救急医療を終えた対象者をかかりつけ医療機関やその他の医療機関等に搬送しようとする場合は、対象者の保護者や家族等のほか、関係する医療機関がこれを行うことができるものとする。

（連絡調整会議）

第9条 精神科医療体制の円滑な運営を図るため、北海道精神科救急医療体制（道央ブロック）の規定に定める精神科救急医療体制連絡調整会議において、意見の調整を図るものとする。

（その他）

第10条 情報センター及び当番病院は、本精神科救急医療体制が精神科救急医療について当番病院以外の医療機関が行う自主的な取組みを妨げるものでないことに留意しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

12 精神科救急情報センター業務運営要領

平成 16 年 4 月 22 日

保健福祉局理事決裁

改正 平成 21 年 3 月 31 日

改正 平成 22 年 6 月 21 日

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）の運営について必要な事項を定める。

(業務及び相談員)

第 2 条 情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に係る電話相談の対応
- (2) 精神科救急医療を提供する医療機関の紹介及び調整
- (3) 医療機関、関係機関等との連絡調整
- (4) 空床情報等の活用による調整
- (5) その他、情報センターに関連する業務

2 前項各号に掲げる業務遂行のため、情報センターに、精神保健福祉士、看護師等の資格を有する相談員を置く。

(運営時間)

第 3 条 情報センターの運営時間は、休日 24 時間及び平日夜間とする。

- 2 前項における休日は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日をいう。
- 3 第 1 項における平日夜間は、前項で規定する休日以外の午後 5 時から翌日午前 9 時までの間をいう。

(業務に係る留意事項)

第 4 条 情報センターは、次の各号に掲げる事項に留意し、業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に関する本人又は家族等（以下「相談者」という。）からの相談について応じる。
ただし、緊急を要しないと判断される相談内容については、医療機関の業務時間内に相談するよう助言し、診療以外の相談については、内容に応じて、平日昼間の業務時間内における居住区の保健福祉課等や精神保健福祉センターによる相談等を助言する。
- (2) 相談の結果、早急に精神科医療が必要と認められたときは、当該日の当番病院を相談者に紹介すると共に当番病院に対し、対象者の状況を的確に説明した上で診察を要請する。ただし、対象者にかかりつけの医療機関がある場合は、相談者又は必要に応じて情報センターが当該医療機関と調整するなどして、かかりつけ医療機関による対応を優先させる。
- (3) 精神疾患以外の疾病で緊急の治療が必要な場合は、夜間急病センター等と連携し、他の診療科に

おける診療を優先させる。

- (4) 相談の内容から、自傷他害の恐れがあると考えられた場合は、警察に通報するよう相談者に助言することとし、更に、対象者を既に保護している警察からの精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に定める第 24 条通報であって、緊急措置入院の診察が必要と考えられる場合は、当番病院にその旨を連絡し指定医の診察を依頼する。後に当番病院に診察結果を確認し、緊急措置入院が必要な場合は、対象者の居住地等に応じて札幌市内の場合は障がい福祉課（緊急措置入院担当）、市外の場合には該当する保健所等の行政職員に連絡をとるなど適切な対応をするものとする。
 - (5) 対象者の状況にかかわらず、相談者から精神科医療の提供を求められた場合においても、原則として、要綱第 3 条に規定する対象者に該当するかどうかの判断を的確に行ったうえ、前号までの規定に従い、適切な対応を行う。
 - (6) 相談にあたっては、必要に応じて、行政機関や消防機関、警察等関係機関との連絡や連携を緊密に行うものとする。
- 2 精神科医療を必要とする者の医療機関までの搬送は、本人又は保護者等の責任において行う必要があることを説明する。
- 3 第 1 項の規定による業務を行ったときは、以下の項目について記録し、各日ごとに処理する。
- (1) 相談対象者の住所、氏名、年齢、性別
 - (2) 相談者の氏名、続柄、連絡先
 - (3) 相談内容
 - (4) 相談対象者の精神科治療歴、身体状況
 - (5) 相談対応内容
 - (6) 相談結果
 - (7) その他必要な事項

（関係機関との連携）

第 5 条 情報センターは、その業務を円滑に進めるために、日常から当番病院、区保健福祉課、精神保健福祉センター、消防機関及び警察署等の関係機関と情報交換を行う等緊密な連携を図るものとする。

（記録）

第 6 条 情報センターは、その業務に関する記録を 1 年間保管しなければならない。

附則

この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

13 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱

(平成21年7月10日 市長決裁)

(設置)

第1条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 推進会議に委員長及び委員を置く。

2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、保健福祉局精神保健担当部長をもって充てる。

4 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱(平成20年8月26日保健福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	交通事業管理者 病院事業管理者 教育長 保健福祉局長 障がい保健福祉担当局長 保健福祉局医務監 市長政策室長 総務局長 市民まちづくり局長 財政局長 子ども未来局長 みどり環境担当局長 経済局長 都市局長 消防局長 区長（委員長が指名する者に限る）
----	---

別表 2 （第 5 条 関 係）

幹事	交）高速電車部長 病）救命救急センター部長 教）指導担当部長 教育研修担当部長 保）総務部長 生活保護担当部長 高齢保健福祉部長 障がい保健福祉部長 保険医療部長 健康企画担当部長 政）政策企画部長 改革推進部長 広報部長 総）職員部長 市）市民自治推進室長 市民生活部長 男女共同参画室長 財）財政部長 税政部長 子）子ども育成部長 子育て支援部長 児童福祉総合センター所長 環）みどりの施設担当部長 円山動物園長 経）雇用推進部長 都）住宅担当部長 消）警防部長 区市民部長（幹事長が指名する者に限る）
----	--

(参考) 精神保健福祉センター運営要領について

平成 8 年 1 月 1 9 日

健医発第 5 7 号

各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省保健医療局長通知

最終改正 平成 2 5 年 4 月 2 6 日

精神保健法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 9 4 号)により、精神保健法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められ、精神障害者の福祉が法体系上に位置付けられ、精神保健センターは「精神保健福祉センター」に改められたところである。

精神保健センターの運営については、これまで、「精神保健センター運営要領」(昭和 4 4 年 3 月 2 4 日衛発第 1 9 4 号公衆衛生局長通知)により行われてきたが、今般の法律改正を踏まえて、これを廃止し、別紙のと通りの「精神保健福祉センター運営要領」を定めたので通知する。

なお、貴管下市町村及び関係機関に対する周知についてご配意願いたい。

別紙

精神保健福祉センター運営要領

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 3 条第 1 項及び第 4 5 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有する者であること。）

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうちに精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観

察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

札幌こころのセンター所報(平成 25 年度)

平成 26 年 12 月発行

編集・発行 札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4階

TEL(011)622-5190

FAX(011)622-5244

<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/>